

史跡 午王山遺跡保存活用計画
(素案)

和光市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	2
第3節 委員会の設置・経過	2
第4節 他の計画との関係	6
第5節 計画の実施	10

第2章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯	11
第2節 指定の状況	11
(1) 指定告示	11
(2) 指定説明文とその範囲	13
(3) 指定に至る調査経過	16
(4) 指定地の状況	17
第3節 午王山遺跡の概要	21
(1) 地理的環境	21
(2) 歴史的環境	24
(3) 調査成果	32

第3章 史跡の本質的価値

第1節 午王山遺跡の本質的価値	40
第2節 構成要素の特定	43
(1) 史跡を構成する諸要素	43
(2) 史跡を構成する諸要素の概要	45

第4章 午王山遺跡の現状と課題

第1節 保存（保存管理）	48
(1) 現状	48
(2) 課題	49
第2節 活用	49
(1) 現状	49
(2) 課題	50
第3節 整備	50
(1) 現状	51
(2) 課題	51
第4節 運営・体制の整備	52

(1) 現状	52
(2) 課題	52

第5章 午王山遺跡の保存活用に関する基本方針

第1節 方向性	54
第2節 基本方針	54

第6章 史跡の保存（保存管理）

第1節 保存の方向性	56
第2節 保存管理の方法	56
(1) 史跡指定地の地区区分と取扱方針	56
(2) 追加指定と公有地化の推進	66
(3) 史跡としての維持管理と斜面の安全対策	66
(4) 地域住民との共存	66
(5) 継続した調査・研究	66

第7章 史跡の活用

第1節 活用の方向性	67
第2節 活用の方法	67
(1) 生涯学習の場での活用	67
(2) 学校教育の場との連携	67
(3) 出土遺物の活用	68
(4) 周辺の文化財と連携した活用と情報発信	68

第8章 史跡整備

第1節 整備の方向性	69
(1) 本質的価値を守り、伝える整備	69
(2) ガイダンス施設の設置	70
(3) 住民生活に配慮した段階的な整備	70
(4) 見学環境の整備	71
第2節 整備の方法・内容	71
(1) 史跡の保護を前提とした整備	71
(2) 史跡公園化	71
(3) 説明版等の設置	71
(4) 遺跡を取り巻く自然環境・景観の保全	71
(5) ガイダンス施設の整備	72
(6) 便益施設等の整備	72
第3節 実施期間	72
(1) 長期的イメージ	72
(2) 短期的イメージ	73

第9章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性	74
第2節 運営・体制の整備の方法	74
(1) 管理体制	74
(2) 様々な機関等との連携	74
(3) 市民との連携・協働	74

第10章 施策の実施計画の策定

第1節 施策の実施計画	76
(1) 短期的計画（令和4年4月1日～令和9年3月31日）	76
(2) 中期的計画（令和9年4月1日～令和14年3月31日）	76
(3) 長期的計画（令和14年4月1日～令和19年3月31日）	77
第2節 実施計画の総括表	78
第3節 計画の更新・見直し	78

第11章 経過観察

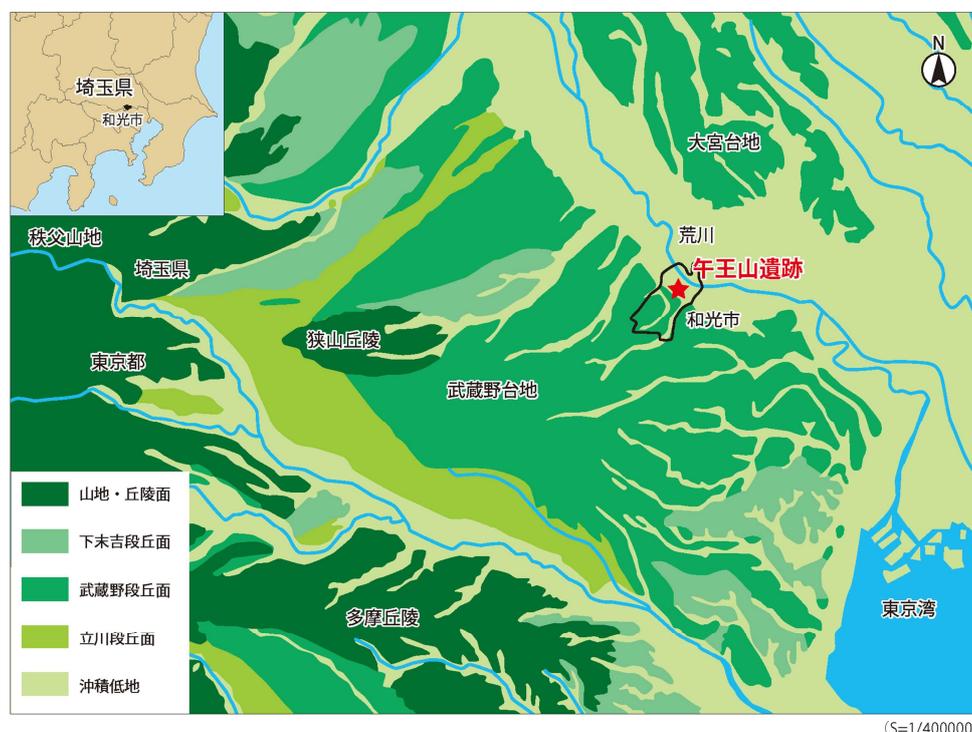
第1節 方向性	80
第2節 進捗管理の方法	80
(1) 計画・実行・評価・改善	80
(2) 点検項目	80

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

午王山遺跡は、昭和40年代に和光市(旧大和町)出身の考古学者谷井 彪氏によって弥生土器が紹介され、考古学的に注目されるようになった。その後、昭和47(1972)年の埼玉県による分布調査の結果、午王山遺跡は埼玉県埋蔵文化財包蔵地台帳に掲載され、文化財保護法上の埋蔵文化財包蔵地として初めて行政的に周知されることとなった。昭和54(1979)年には、遺跡の東南支丘での宅地開発に伴い午王山遺跡で最初の発掘調査を実施し、次いで昭和56(1981)年には市道敷設工事に伴い第2次調査を実施した。この第1・2次の調査担当者は和光市在住の考古学者鈴木敏弘氏であった。その後、和光市教育委員会は埋蔵文化財専門職員を採用し、平成5(1993)年の第3次調査以降、平成19(2007)年までに14次にわたり、市職員を担当者として農地改良や宅地開発に伴う記録保存のための発掘調査を実施した。その結果、午王山遺跡は、旧石器時代から中世に至る各時代の遺構や遺物が多数検出される複合遺跡であることがわかった。特に弥生時代中期後半から後期後半にかけて集落が営まれ、後期中葉前後には2重の環濠に囲まれた集落が営まれる関東地方では類例の少ない多重環濠集落であることが明らかとなった。

和光市では遺跡の重要性に鑑み、将来にわたって史跡として保存整備を図るために、平成22(2010)年11月29日付けで遺跡の一部(306㎡)を公有地化し、翌平成23(2011)年4月に保存を目的として第15次調査を実施した。調査の結果、住居跡6軒、土坑2基を検出し、当該地を平成25(2013)年4月25日付けで和光市指定文化財(史跡)に指定し保存を図ることとした。また、平成29(2017)年3月31日には「午王山遺跡発掘調査出土の弥生時代遺物」107点が市指定文化財に



第1図 史跡午王山遺跡位置図

午王山遺跡保存活用計画(案)

指定され、平成 30(2018)年 2 月にこの 107 点を含む 121 点が埼玉県指定文化財(考古資料)に指定され、その重要性が改めて評価されることとなった。

和光市ではこれまで調査ごとにまとめた報告書を総括し、遺跡の本質的な価値を明らかにするとともに、今後の保存と活用の基本資料とするため、平成 31(2019)年 1 月に学識経験者により構成した午王山遺跡総括報告書策定委員会を設置し、令和元(2019)年 6 月に『午王山遺跡総括報告書』を刊行した。

令和元年 7 月 26 日付けで午王山遺跡の史跡指定について文部科学大臣宛に意見具申し、国の文化審議会への諮問・答申を経て、令和2年 3 月 10 日に官報告示された。

本保存活用計画(以下、「本計画」という。)は、午王山遺跡が国指定史跡に指定されたことに伴い、午王山遺跡を恒久的に保存・活用していくための基本的な計画として策定するものである。

第 2 節 計画の目的

本計画は、午王山遺跡を地域の多様な自然的・歴史的景観と調和共存する持続可能で未来に繋がる史跡とするために、適切な保存・活用の方針を定め、実現するための方法を策定することを目的とする。

また、管理団体、土地所有者、その他の文化財保護行政に関わる利害関係者が史跡の保存および活用に組織的に取り組むための共通事項を明示し、歴史学習の場や弥生時代集落研究の拠点としての保存や整備に関する将来的な方針を明らかにするものである。

具体的には、次の項目について検討し、方針を定めることとする。

- ① 史跡の本質的価値について、明確にする。
- ② 価値を構成する要素を整理する。
- ③ 史跡を適正に保存管理していく考え方や方法を示す。
- ④ 整備活用に関する基本的な理念に基づき、その方法や体制についての考え方を示す。

第 3 節 委員会の設置・経過

計画策定にあたり、午王山遺跡の保存、活用および整備にかかる検討のため、「午王山遺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、令和2年度および3年度の2か年をかけて委員会を開催した。策定委員会は、学識経験者、地元関係者、地権者、公募市民、庁内行政関係者等から構成し、文化庁文化財第二課並びに埼玉県教育委員会の指導・助言を得た。

策定委員会委員名簿並びに開催記録については、第1表、第2表に示したとおりである。

午王山遺跡保存活用計画(案)

第1表 午王山遺跡保存活用計画策定委員会委員名簿
(令和2年8月20日～令和4年3月31日)

■策定委員

委員氏名	選出枠
石川 日出志	学識経験を有する者
柿沼 幹夫	学識経験を有する者
宮原 俊介	学識経験を有する者
保科 裕	和光市文化財保護委員会委員
上原 高明	午王山遺跡の地権者を代表する者
加藤 昇	地域関係者
鳥飼 八五良	地域関係者
磯 博美	公募による市民
関口 泰典	公募による市民
渡辺 正成	和光市企画部政策課長(国または地方公共団体の公務に従事している者)
加山 卓司(令和2年度) 小賀坂 真志(令和3年度)	和光市建設部都市整備課長(国または地方公共団体の公務に従事している者)
細野 文裕	和光市市民環境部産業支援課長(国または地方公共団体の公務に従事している者)

■オブザーバー

氏名	所属
浅野 啓介	文化庁文化財第二課
尾崎 沙羅(令和2年度)	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課
青笹 基史(令和3年度)	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課

第2表 午王山遺跡保存活用計画策定委員会開催記録

	開催日	開催場所	議事内容
令和2年度	令和2年8月20日	和光市役所	令和2年度第1回午王山遺跡保存活用計画策定委員会 保存活用計画策定の経緯と午王山遺跡の概要
	9月24日	午王山遺跡	午王山遺跡現地視察
	10月19日	和光市役所	令和2年度第2回午王山遺跡保存活用計画策定委員会 午王山遺跡の現状と課題 午王山遺跡の保存と活用に関する基本方針

午王山遺跡保存活用計画(案)

			史跡の保存
	11月11日	黒浜貝塚 真福寺貝塚	史跡整備の現状視察 黒浜貝塚（埼玉県蓮田市） 真福寺貝塚（埼玉県さいたま市）
	令和3年1月12日	書面開催	令和2年度第1回午王山遺跡保存活用計画策定委員会専門部会
	1月20日	書面開催	令和2年度第3回午王山遺跡保存活用計画策定委員会 保存活用計画案の内容に関する確認
	2月26日	書面開催	令和2年度第2回午王山遺跡保存活用計画策定委員会専門部会
	3月5日	書面開催	令和2年度第4回午王山遺跡保存活用計画策定委員会 保存活用計画案の内容に関する確認
	3月18日	水子貝塚	史跡整備の現状視察 水子貝塚（埼玉県富士見市）
令和3年度	5月31日	書面開催	令和3年度第1回午王山遺跡保存活用計画策定委員会
	7月13日	神崎遺跡	史跡整備の現状視察 神崎遺跡（神奈川県綾瀬市）
	8月27日	書面開催	令和3年度第2回午王山遺跡保存活用計画策定委員会
	9月3日	オンライン	文化庁による指導・助言
	10月27日	午王山遺跡	文化庁現地指導・助言
	10月27日	和光市役所	令和3年度第3回午王山遺跡保存活用計画策定委員会
	12月1日～12月31日（予定）		パブリック・コメント（予定）
			令和3年度第4回午王山遺跡保存活用計画策定委員会

午王山遺跡保存活用計画(案)



令和2年度第2回策定委員会



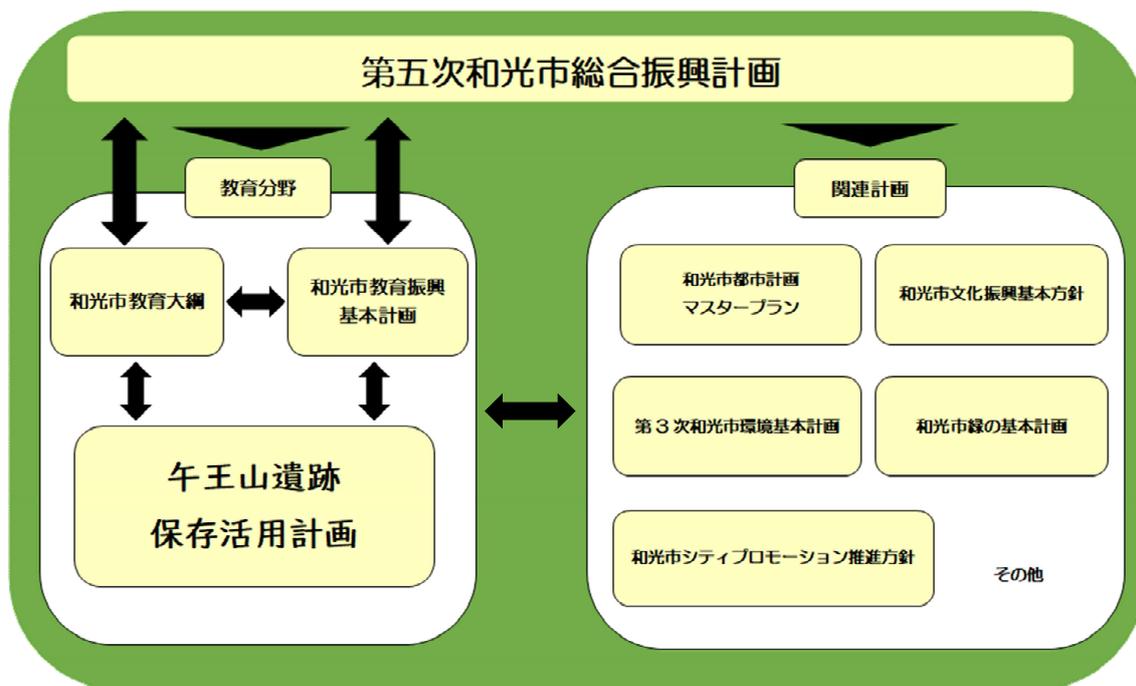
策定委員会 午王山遺跡現地視察



令和3年度第3回策定委員会

第4節 他の計画との関係(第2図)

上位計画である「第五次和光市総合振興計画」や「和光市教育大綱」「和光市教育振興基本計画」、関連計画である「和光市都市計画マスタープラン」「和光市シティプロモーション」「和光市緑の基本計画」「和光市文化振興基本方針」等と整合を図る。



第2図 他計画との関係

① 第五次和光市総合振興計画 基本構想(2021-2030)

基本戦略⑦ 新たに国指定の史跡となった午王山遺跡についても、(中略)遺跡を保存・活用することにより、シビックプライドの醸成に生かしていきます。

施策 12-1 良好な景観形成の推進

【施策の目標】

景観条例に基づき、まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を形成し、次世代に引き継ぐことにより、まちへの愛着や誇りを育みます。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・ 快適な生活環境を維持するため、都市と自然の調和を大切に景観を創出するまちづくりが求められています。
- ・ 地域の景観を損ねている既存の建物などへの対応が求められています。
- ・ 開発が進み午王山や白子宿などの歴史文化を伝える地域資源が減少してきています。
- ・ 地域の個性を生かした良好な景観を形成するためには、市民、事業者及び行政の協働による景観づくりが求められます。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	都市と自然との調和のとれた地域性豊かな景観の形成	・変化に富んだ地形の上にそれぞれの地域の個性的な街並みの形成を図りながら、都市と自然との調和を大切にする和光市らしい良好な景観づくりを推進します。
②	歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観の形成	・地域でのコミュニティ活動や地域文化の保存活動、学習活動などを通じて特徴的な自然や史跡、文化財などの歴史的な資源を継承する景観づくりを推進します。
③	市民、事業者及び行政の三者協働による良好な景観の形成	・公共施設の整備に当たっては、市内景観の指標となるよう、良好な景観の形成に努めます。 ・市民や事業者に分かりやすい景観のガイドラインなどを作成することにより、地域での景観づくりの輪を広げ、三者の協働による市民生活及び産業活動の活性化に資する景観づくりを推進します。

施策 12-2 歴史的文化資源の保護・活用

【施策の目標】

市民の貴重な財産である文化財や郷土の歴史を後世に伝えていくとともに、市民が郷土への愛着意識を持てるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・ 市内には、多様な歴史的文化資源があるものの、広く市民に認知されておらず、学ぶ機会を創出することが求められています。
- ・ 「和光市デジタルミュージアム」の開設から5年以上が経過し、公開資料は年々増加していることから、リニューアルが必要となっています。また、実物資料を閲覧・観覧することへの要望が高まり、常設展示施設の整備が求められています。
- ・ 市内の開発に伴う記録保存のための発掘調査が行われる中で、貴重な出土遺物が多数得られていますが、既存の収蔵施設への収蔵量に限界があることから、出土遺物等の考古資料をはじめ、失われてしまう恐れのある民具等の生活用具や古文書を適切に保管するための収蔵施設の確保が課題となっています。
- ・ 午王山遺跡については、国指定の史跡として、将来にわたる保存と活用に計画的かつ継続的に取り組む必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	午王山遺跡の整備	・午王山遺跡が国史跡指定を受けたことを踏まえ、史跡公園としての保存及び活用に向けた取組を進めます。
②	和光市史の編纂・発行	・平成期の和光市の歩みを記録した和光市史の編纂・発行を行います。
③	地域の文化財の保護	・史跡整備や記録保存による地域の歴史、民俗及び自然の保護を行います。
④	地域の文化財の活用	・新倉ふるさと民家園等の活用や企画展の開催など文化財の公開・活用を推進します。
⑤	地域の歴史や文化財への関心の醸成	・郷土の歴史について自主的に学べる機会や楽しく学べる環境を整えます。
⑥	デジタルミュージアム及び展示施設に関する今後の方向性の再整理	・デジタルミュージアムについては、リニューアルを含めて対応を再検討し、展示施設に関しては、国史跡午王山遺跡の魅力を発信するためのガイダンス機能を果たす施設の設置を近隣のまちづくりと連携した形で検討します。

② 和光市教育大綱(2018～2021) ※現在見直し中

基本方針2 地域特性を生かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進

和光市の歴史や自然環境などの地域性に関する学びの場を通して、地域への愛着を育むとともに、高度な研修・研究機関が立地する和光市ならではの知的資源の積極的な活用を図り、専門性が高く個性的で多彩な学習機会を提供することにより、生涯にわたる学びの継続を支援できる社会教育を目指します。

③ 和光市教育振興基本計画(令和3年3月施行予定)

基本施策9 歴史的文化資源の保存・活用と創造的な文化の新興

施策1 歴史的文化資源の保存・活用

弥生時代の貴重な環濠集落として国指定史跡となった午王山遺跡の保存・活用を推進するとともに、近隣のまちづくりと連携し、市民が遺跡について学ぶことのできる環境を整えます。

④ 和光市都市計画マスタープラン(2014～2020) ※現在見直し中

● 緑・遊水池の保全・育成

- ・ 午王山特別緑地保全地区や湧水地は、シンボリックな自然として保全・育成を図ります。
- ・ 災害時の避難場所や環境保全などに役立つ農地は、地権者との調整を図りながら生産緑地を指定し、都市農地の保全を図ります。

⑤ 和光市シティプロモーション推進方針(2017)

戦略2:市の強みを生かした愛着と誇りの醸成

取組内容(4)文化財・遺跡等の活用推進

文化財の展示会や遺跡報告会の効率的な実施を行うとともに、市民が憩える場としての午王山遺跡の活用を検討する。また、文化財の常設展示についても、様々な手法を含め検討する。

⑥ 和光市緑の基本計画 ※現在見直し中

5. 緑地の配置方針

5-1 環境保全系統の配置方針

(前略)地域としての文化・歴史的環境の保全の観点などを踏まえて、必要となる緑地を配置する。

(4)歴史的環境と一体となった緑地

歴史的風土や文化財と一体になり、その歴史的価値を守っている緑地を保全する。

① 指定文化財等と一体となった緑地

- ・ 指定文化財と一体となった緑地や社寺林を保全する。

⑦ 和光市文化振興基本方針(2018年1月改定)

基本施策

Ⅲ 地域文化資源を守り育てます

2 文化財等の顕彰・普及等有効活用

(5) 史跡の整備

『午王山遺跡』など市内の貴重な史跡を公開・活用するため、史跡整備を推進します。

第5節 計画の実施

史跡午王山遺跡保存活用計画の策定、施行日については以下のとおりである。

策定日:令和4年3月31日

施行日:令和4年4月1日

第2章 史跡の概要

第1節 指定に至る経緯

午王山遺跡は1960年代頃から一部の識者にその存在が知られていた。しかし、遺跡としての重要性が認識されるようになったのは昭和54(1979)年に始まる本格的な発掘調査を実施してからであった。昭和54(1979)年の第1次調査、昭和56(1981)年の第2次調査によって、弥生時代後期の環濠集落と方形周溝墓群が独立丘上に存在していたことなどが明らかとなった。平成4(1992)年以降は和光市教育委員会が主体となって発掘調査を実施するようになり、旧石器時代から中世に至るまでの各時代の遺構遺物が検出される複合遺跡であること、特に弥生時代後期を中心に多重の環濠が巡る関東地域では貴重な集落跡であることが明らかとなった(第3表)。和光市教育委員会では、調査された以降の破壊を極力防ぐため、原因が宅地開発や天地返しであっても、発掘調査で検出された遺構についてはできるだけ土中に保存されるよう発掘調査原因者に協力を求め、午王山遺跡の全域で可能な限り遺構を保存した状態を保つことができた。また、それによって遺跡の立地する独立丘の景観も、ほぼ全体が良好な形で保存されることとなった。

和光市教育委員会は、午王山遺跡の重要性と宅地開発の動向等を鑑みて、将来的な遺跡の保存に踏み出し、平成22(2010)年には遺跡の一部を公有地化し、同地を平成25(2013)年に市の史跡に指定した。これにより、午王山遺跡の保存の意識が向上し、平成29(2017)年には出土遺物が市指定文化財に、続いて平成30(2018)年にはこの市指定の遺物を含む121点の遺物が埼玉県指定文化財(考古資料)に指定された。県指定に伴う調査の過程では、埼玉県文化財保護審議会(会長 須田勉(国土館大学教授・当時))委員による現地踏査も行われ、委員たちから独立丘全体を史跡指定して保存すべき価値があるという提言もあった。こうした声を受け、和光市教育委員会は埼玉県教育委員会文化資源課による指導・助言を得ながら、午王山遺跡の国史跡指定を目指すこととなった。

国史跡指定を目指すことに先立ち、平成31(2019)年に遺跡の価値を評価するため学識者による午王山遺跡総括報告書策定委員会を設置した。そして、令和元(2019)年6月には、これまでの調査成果をまとめた『午王山遺跡総括報告書』を刊行し、7月に埼玉県教育委員会を通じて文化庁に国史跡指定への意見具申書を提出した。その後、国の文化審議会による諮問・答申を経て、令和2(2020)年3月10日付で午王山遺跡の史跡指定が官報告示された。また、翌年の令和3(2021)年3月26日には追加指定が告示されている。

第2節 指定の状況

(1) 指定告示

①基本的な事項

名 称：午王山遺跡
種 別：史跡
所 在 地：埼玉県和光市

午王山遺跡保存活用計画(案)

指定基準：一. 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

※基本的な事項は追加指定についても同じである。

②史跡指定告示（関係部分のみ抜粋）

○文部科学省告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和二年三月十日 文部科学大臣 萩生田光一

名 称	午王山遺跡
所 在 地	埼玉県和光市新倉三丁目
地 域	2814 番 3、2819 番 6、2819 番 13、2819 番 14、2819 番 15、2821 番 2、2821 番 3、2822 番 1、2822 番 2、2822 番 3、2823 番 2、2823 番 3、2824 番 1、2824 番 2、2824 番 3、2825 番 1、2825 番 2、2825 番 3、2826 番 2、2826 番 3、2826 番 7、2827 番 1、2827 番 2、2828 番 2、2829 番 1、2829 番 2、2829 番 3、2829 番 6、2829 番 8、2830 番 1、2830 番 2、2831 番 1、2831 番 2、2832 番 2、2832 番 3、2832 番 4、2832 番 5、2832 番 8、2833 番 1、2833 番 2、2834 番 1、2834 番 2、2835 番 2、2836 番 1、2836 番 2、2836 番 3、2837 番 1、2837 番 2、2837 番 3、2837 番 4、2837 番 5、2837 番 6、2837 番 7、2837 番 9、2838 番 1、2838 番 2、2839 番 4、2839 番 9、2840 番 1、2840 番 2、2841 番 2、2842 番 2、2843 番 2、2843 番 4、2843 番 5、2844 番 2、2844 番 3、2844 番 4、2844 番 5、2845 番 1、2846 番 1、2846 番 2、2851 番 1、2851 番 2、2851 番 3、2852 番 1、2852 番 2、2852 番 3、2852 番 4、2853 番 2、2854 番 3、2854 番 4、2860 番 8、2861 番 1 右の地域に介在する道路敷を含む。

○史跡指定地の面積と所有関係

面 積	1 3, 4 2 5. 2 4 m ²
所有関係の内訳	和光市有地 2, 3 6 8. 4 7 m ²
	民有地 1 0, 9 0 6. 7 7 m ²
	社寺有地 1 5 0. 0 0 m ²

③追加指定告示（関係部分のみ抜粋）

○文部科学省告示第四十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和三年三月二十六日 文部科学大臣 萩生田光一

名 称	午王山遺跡
関係告示	令和二年文部科学省告示第十七号

午王山遺跡保存活用計画(案)

所在地	埼玉県和光市新倉三丁目
地域	2826番5、2829番4、2829番7、2829番9、2839番16、2839番17、2839番18、2839番19、 2839番20、2841番1、2842番1、2842番3、2842番13、2842番14、2843番3、2843番6、 2844番1、2844番7、2844番10、2844番11、2861番6

○追加指定地の面積と所有関係

面積 2,340.36㎡
所有関係の内訳 民有地 2,340.36㎡

④管理団体指定告示（関係部分のみ抜粋）

○文化庁告示第五十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和二年七月二十二日 文化庁長官 宮田亮平

上欄	名称	午王山遺跡
	指定告示	令和二年文部科学省告示第十七号
下欄	地方公共団体名	和光市（埼玉県）

（２）指定説明文とその範囲

①指定説明文

午王山遺跡

埼玉県和光市

午王山遺跡は、武蔵野台地の北東端部、荒川（旧入間川）低地を望む標高24～25メートルの独立丘陵上に位置する弥生時代後期の環濠集落である。昭和53年から今日まで、和光市午王山遺跡調査会や和光市教育委員会により15回にわたる発掘調査が実施されている。この調査により、約150棟の竪穴建物やこれらを取り囲む少なくとも二重に巡る環濠、その外側で5基の方形周溝墓が検出され、環濠集落の内容と構造が明らかになってきた。

竪穴建物は中期後半から後期のものが検出されているが、後期中葉前半のものが最も多く確認された。その平面形態は、後期前葉は隅丸長方形、後期中葉前半は楕円形と小判形とが共存し、後期中葉後半は小判形のみになるという変遷が認められる。

環濠は、出土土器や竪穴建物との重複関係から後期中葉前半に掘削され、後期中葉後半には埋没したと考えられる。内側の環濠は、東西153メートル、南北93メートル、最大幅3.2メートル、深さ最大1.7メートルの規模である。外側の環濠は最大幅1.8メートル、深さは

午王山遺跡保存活用計画(案)

最大で0.95メートルの規模で、内側の環濠との間隔を7～12メートルの間で保ってほぼ並行して掘削されている。外側の環濠が北側の急斜面地に掘削されたかは不明であるものの、その他の範囲では内側と外側の二つの環濠はほぼ一定の間隔を保っていることから同時に機能していたと考えられ、本遺跡は関東では類例の少ない同時性が確認できる多重の環濠集落である。

方形周溝墓は、集落の南東部で5基検出されている。削平されていたため埋葬施設や時期等は不明であるが、規模は1辺8.2～12.6メートルである。

出土土器には、中期後半には南関東に分布する宮ノ台式が主体だが、後期前葉には南関東系の久ヶ原式と北関東系の岩鼻式とが共存し、後期中葉になると東海東部の影響が認められる菊川系の下戸塚式が主体となる。このように、時期により異なる系統の土器の存在が確認できるとともに、後期前葉には複数地域の土器が共存することから、これらの地域の交流の接点としての役割を担ったと考えられる。また、内側の環濠からは関東では出土事例が少ない銅鐸形土製品3点や帯状円環銅釧も出土しており、このような各地域との関係が想定できる出土遺物の存在は、本遺跡は遠隔地域との交流や往来があったことを示すものとして注目される。

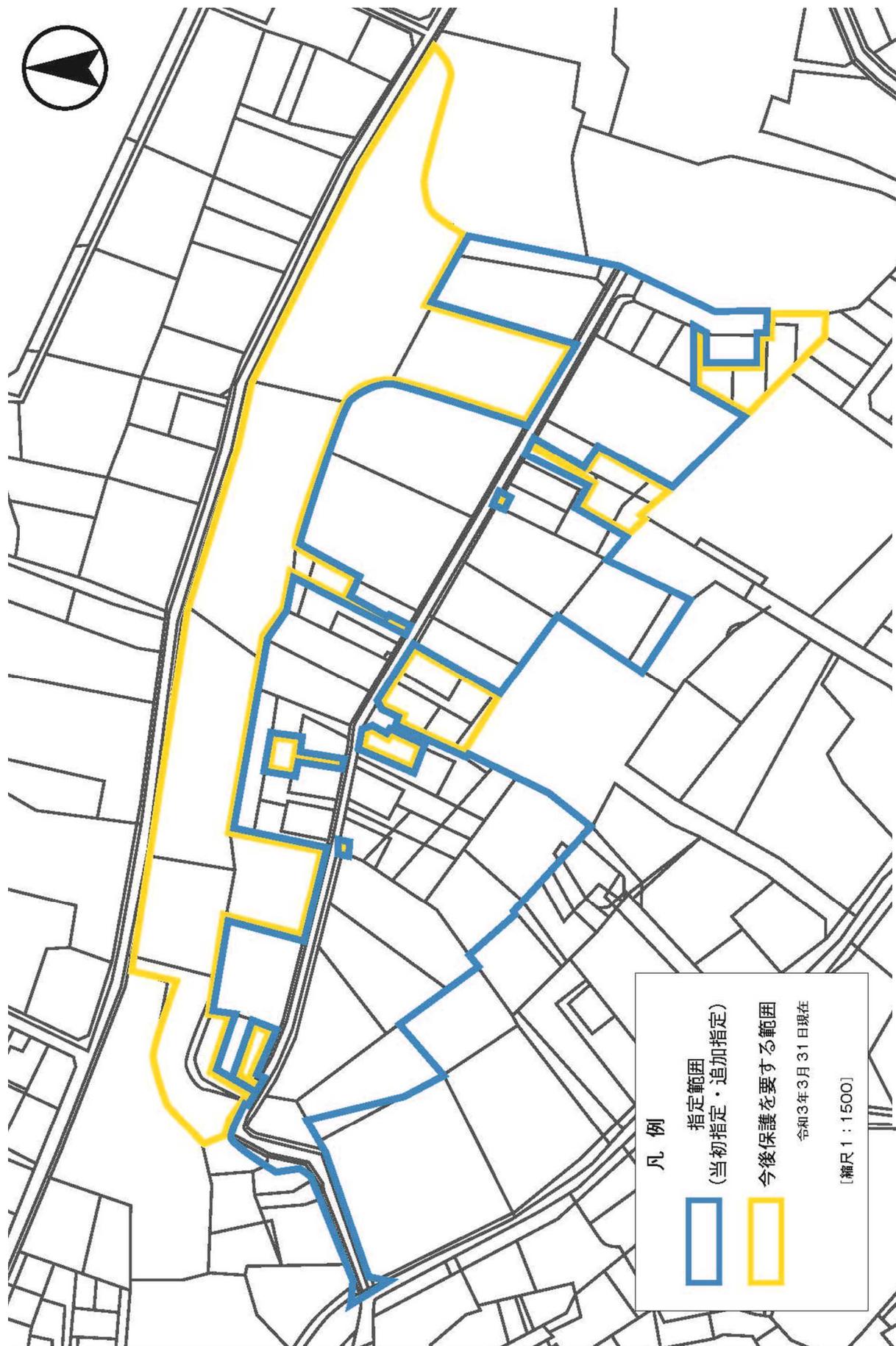
このように午王山遺跡は集落の構造と変遷が明らかとなっており、関東では類例の少ない弥生時代後期の同時性が確認できる多重環濠集落の成立から廃絶までの過程が明らかとなった遺跡である。さらに、荒川中流域において、南北関東の地域間交流の接点として機能したことがうかがえ、関東における弥生文化の交流の実態を知る上で重要な集落遺跡である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(文化庁監修『月刊 文化財』令和2年2月号より転載)



②指定範囲

午王山遺跡の史跡指定範囲及び今後保護を要する範囲は第3図に示すとおりである。



第3図 史跡指定範囲と今後保護を要する範囲
(令和3年3月31日現在)

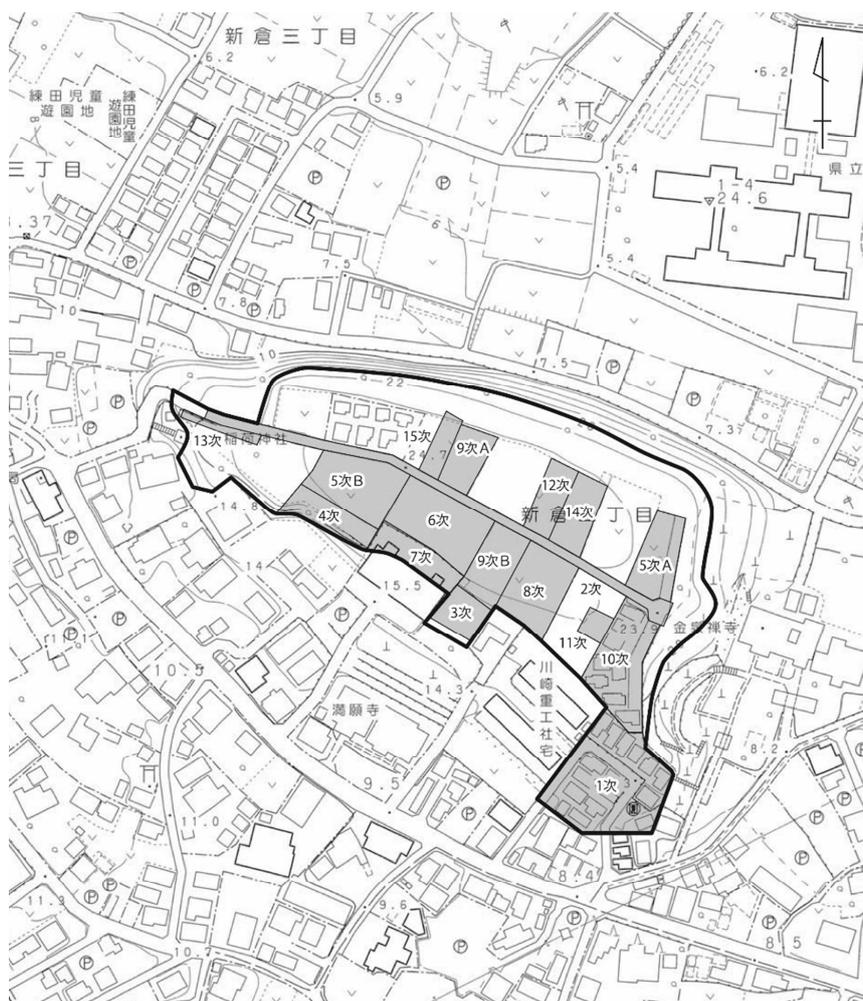
午王山遺跡保存活用計画(案)

(3) 指定に至る調査経過

指定に至るまでに午王山遺跡で行われた発掘調査は第3表のとおりである。

第3表 午王山遺跡調査一覧

年度	調査次	調査期間	地番	調査面積	主な遺構・遺物	調査原因	担当者	報告書
1978～1979 (昭和53～54)	第1次	1979. 3. 20～6. 16	新倉3丁目2867-1 外	約2,200㎡	弥生時代の方形周溝墓3基、 中世の火葬墓5基・板碑45基	宅地造成	鈴木敏弘	・新倉午王山 遺跡 ・にいくらご ぼうやま1979
1981 (昭和56)	第2次	1981. 8. 10～11. 30	新倉3丁目2836-1 外	約1,500㎡	弥生時代の住居跡49軒・溝3 条、平安時代の住居跡2軒	市道改良 工事	鈴木敏弘	・和光市埋文 報告書第9集 ・にいくらご ぼうやま1982
1992 (平成4)	第3次	1993. 3. 1～3. 26	新倉3丁目2861-1	約272㎡	弥生時代の溝2条、銅鐸形土 製品、古墳時代の住居跡1軒	農地改良	鈴木一郎	和光市埋文報 告書第13集
1993 (平成5)	第4次	1993. 8. 30～9. 22	新倉3丁目2844-1	約510㎡	弥生時代の住居跡7軒・溝2 条	農地改良	鈴木一郎	和光市埋文報 告書第13集
1994 (平成6)	第5次A区	1994. 6. 30～9. 2	新倉3丁目2836-1	約800㎡	弥生時代の住居跡2軒・溝1 条、古墳時代の住居跡2軒 、平安時代の住居跡2軒	農地改良	鈴木一郎	和光市埋文報 告書第18集
1994 (平成6)	第5次B区	1994. 6. 30～9. 2	新倉3丁目2842- 1, 2843-1	約594㎡	弥生時代の住居跡13軒・溝2 条、銅鐸形土製品・土鈴	農地改良	鈴木一郎	和光市埋文報 告書第18集
1995～1996 (平成7～8)	第6次	1996. 2. 13～8. 30	新倉3丁目2841- 1, 2842-1	約1,119㎡	弥生時代の住居跡25軒 、旧石器時代の礫群12基 ・石器集中7基	農地改良	鈴木一郎	和光市埋文報 告書第23集
1997 (平成9)	第7次	1998. 3. 17～3. 25	新倉3丁目2847- 1, 2861-2	約105.6㎡	弥生時代の溝1条、銅鐸形土 製品	共同住宅 建設	鈴木一郎	和光市埋文報 告書第31集
2000 (平成12)	第8次	2000. 4. 3～7. 18	新倉3丁目2839-1	約787㎡	弥生時代の住居跡24軒 、旧石器時代の石器集中2基 、古墳時代の住居跡2軒 、平安時代の住居跡2軒	農地改良	鈴木一郎 前田秀則	和光市埋文報 告書第33集
2000～2001 (平成12～13)	第9次A区	2001. 2. 13～6. 10	新倉3丁目2832-1	約368㎡	弥生時代の住居跡9軒 、近世の土坑6基	農地改良	鈴木一郎 前田秀則	和光市埋文報 告書第35集
2000～2001 (平成12～13)	第9次B区	2001. 2. 26～6. 29	新倉3丁目2840-1	約479㎡	弥生時代の住居跡16軒 、旧石器時代の礫群4基 ・石器集中2基 、平安時代の住居跡2軒	農地改良	鈴木一郎 前田秀則	和光市埋文報 告書第35集
2004 (平成16)	第10次	2004. 11. 1～11. 26	新倉3丁目2837-1	約567㎡	弥生時代の住居跡1軒・溝2 条・方形周溝墓2基	宅地造成	鈴木一郎 前田秀則	和光市埋文報 告書第57集
2004 (平成16)	第11次	2004. 11. 16～12. 24	新倉3丁目2838-1	約178㎡	弥生時代の住居跡1軒・溝1 条、奈良時代の住居跡2軒	農地改良	鈴木一郎 前田秀則	和光市埋文報 告書第39集
2004～2005 (平成16～17)	第12次	2005. 1. 28～5. 9	新倉3丁目2834-1	約400㎡	弥生時代の住居跡11軒、土 製勾玉・ミチュア土製品 、中世の溝1条	農地改良	鈴木一郎 前田秀則	和光市埋文報 告書第40集
2006 (平成18)	第13次	2006. 8. 16～8. 24	新倉3丁目2825-3	約5㎡	弥生時代の溝1条	市道拡幅 工事	鈴木一郎	和光市埋文報 告書第38集
2006～2007 (平成18～19)	第14次	2007. 3. 5～5. 11	新倉3丁目2834-1	約684㎡	弥生時代の住居跡16軒、土 製の小玉・双角有孔土製品 、平安時代の住居跡2軒 、中世の溝1条 、近世の土坑2基	農地改良	鈴木一郎 前田秀則	和光市埋文報 告書第42集
2011 (平成23)	第15次	2011. 4. 26～4. 28	新倉3丁目2831-1	約306㎡	弥生時代の住居跡6軒・土坑 2基	保存目的の 確認調査	鈴木一郎	和光市埋文報 告書第46集



第4図 調査区位置図

(4) 指定地の状況

午王山遺跡は荒川を臨む東西に細長い独立丘上に立地しており、弥生時代の環濠集落の遺構は丘陵上の平坦面に築かれる。独立丘の南側は都市計画上の第一種中高層住居専用地域にあたっており、宅地化が進んでいる。また、南側斜面は過去の土取り工事や中層住宅の建設等により、部分的に旧地形を残しておらず、眺望や景観も阻害される。一方で北側については、市街化調整区域であるため、独立丘の景観は保たれている。北側斜面は都市化の進む中であって、貴重な森林資源を残しており、都市緑地法に基づき「午王山特別緑地保全地区」に指定されているが、急斜面であることから、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく「土砂災害特別警戒区域」にも指定されている。

丘の中心を東西に市道が伸びており、市道の両側に宅地や農地が広がる。史跡指定地のうち、平成25年度及び令和2年度に市が公有地化した土地と市道を合わせた面積は約4,260㎡で、指定地に占める割合は約27%であり、残る約7割が民有地で宅地や農地である(第4表)。

午王山遺跡保存活用計画(案)

また、弥生時代の遺構が存在する丘上平坦面で未指定の区域や独立丘の形状が残る北側斜面など、将来に向けてさらに保護を要する区域は約 10,000 m²あり、今後も引き続き地権者の同意を得ながら追加で保護の措置を図る必要がある。

第 4 表 史跡指定地地番一覧

No.	地番	面積 (m ²)	地目	備考
1	和光市新倉三丁目 2814 番 3	5.92	公衆用道路	市道 283 号線
2	和光市新倉三丁目 2819 番 6	19.00	公衆用道路	市道 283 号線
3	和光市新倉三丁目 2819 番 13	6.68	畑	市道 283 号線
4	和光市新倉三丁目 2819 番 14	8.96	畑	市道 283 号線
5	和光市新倉三丁目 2819 番 15	2.24	畑	市道 283 号線
6	和光市新倉三丁目 2821 番 2	1.18	公衆用道路	市道 283 号線
7	和光市新倉三丁目 2821 番 3	3.83	山林	市道 283 号線
8	和光市新倉三丁目 2822 番 1	31.00	境内地	市道 283 号線
9	和光市新倉三丁目 2822 番 2	6.86	公衆用道路	市道 283 号線
10	和光市新倉三丁目 2822 番 3	1.57	公衆用道路	市道 283 号線
11	和光市新倉三丁目 2823 番 2	8.94	公衆用道路	市道 283 号線
12	和光市新倉三丁目 2823 番 3	24.00	山林	市道 283 号線
13	和光市新倉三丁目 2824 番 1	150.00	境内地	
14	和光市新倉三丁目 2824 番 2	20.00	公衆用道路	市道 283 号線
15	和光市新倉三丁目 2824 番 3	21.00	境内地	市道 283 号線
16	和光市新倉三丁目 2825 番 1	477.00	畑	
17	和光市新倉三丁目 2825 番 2	25.00	公衆用道路	市道 283 号線
18	和光市新倉三丁目 2825 番 3	41.00	畑	市道 283 号線
19	和光市新倉三丁目 2826 番 2	13.00	公衆用道路	市道 283 号線
20	和光市新倉三丁目 2826 番 3	1.40	雑種地	
21	和光市新倉三丁目 2826 番 5	108.37	宅地	
22	和光市新倉三丁目 2826 番 7	13.11	宅地	
23	和光市新倉三丁目 2827 番 1	491.35	宅地	
24	和光市新倉三丁目 2827 番 2	17.00	公衆用道路	市道 283 号線
25	和光市新倉三丁目 2828 番 2	15.00	公衆用道路	市道 283 号線
26	和光市新倉三丁目 2829 番 1	271.00	畑	
27	和光市新倉三丁目 2829 番 2	19.00	公衆用道路	市道 283 号線
28	和光市新倉三丁目 2829 番 3	99.90	宅地	
29	和光市新倉三丁目 2829 番 4	100	宅地	
30	和光市新倉三丁目 2829 番 6	100.00	宅地	
31	和光市新倉三丁目 2829 番 7	100.00	宅地	
32	和光市新倉三丁目 2829 番 8	100.10	宅地	市有地
33	和光市新倉三丁目 2829 番 9	100.00	宅地	
34	和光市新倉三丁目 2830 番 1	326.00	畑	
35	和光市新倉三丁目 2830 番 2	6.21	公衆用道路	市道 283 号線
36	和光市新倉三丁目 2831 番 1	306.00	畑	市有地
37	和光市新倉三丁目 2831 番 2	6.25	公衆用道路	市道 283 号線
38	和光市新倉三丁目 2832 番 2	9.70	公衆用道路	市道 283 号線
39	和光市新倉三丁目 2832 番 3	100.06	宅地	
40	和光市新倉三丁目 2832 番 4	117.14	宅地	
41	和光市新倉三丁目 2832 番 5	32.00	雑種地	
42	和光市新倉三丁目 2832 番 8	100.09	宅地	
43	和光市新倉三丁目 2833 番 1	1065.00	畑	市有地
44	和光市新倉三丁目 2833 番 2	18.00	公衆用道路	市道 283 号線
45	和光市新倉三丁目 2834 番 1	1065.00	畑	
46	和光市新倉三丁目 2834 番 2	18.00	公衆用道路	市道 283 号線
47	和光市新倉三丁目 2835 番 2	14.00	公衆用道路	市道 283 号線
48	和光市新倉三丁目 2836 番 1	662.00	畑	市有地
49	和光市新倉三丁目 2836 番 2	41.00	公衆用道路	市道 283 号線
50	和光市新倉三丁目 2836 番 3	231.00	畑	市道 283 号線
51	和光市新倉三丁目 2837 番 1	221.00	公衆用道路	市道 600 号線

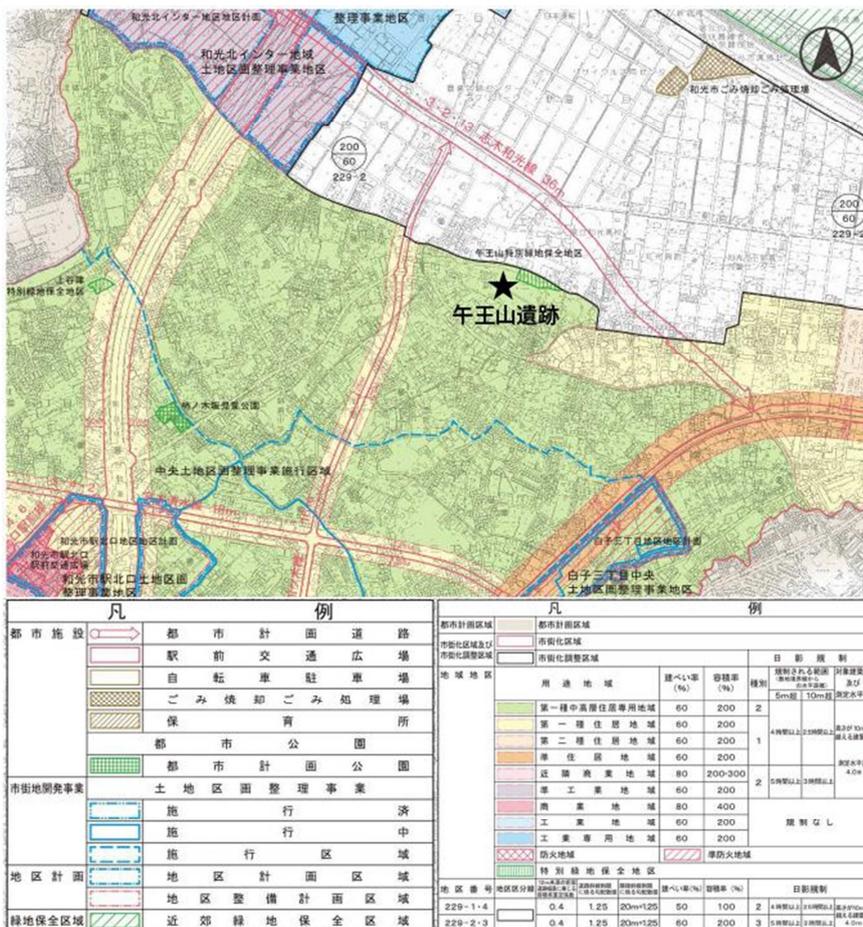
午王山遺跡保存活用計画(案)

52	和光市新倉三丁目 2837 番 2	37.00	公衆用道路	市道 283 号線 (一部) 市道 600 号線 (一部)
53	和光市新倉三丁目 2837 番 3	26.00	公衆用道路	市道 283 号線
54	和光市新倉三丁目 2837 番 4	2.00	雑種地	
55	和光市新倉三丁目 2837 番 5	107.41	宅地	
56	和光市新倉三丁目 2837 番 6	107.41	宅地	
57	和光市新倉三丁目 2837 番 7	105.08	宅地	
58	和光市新倉三丁目 2837 番 9	100.09	宅地	
59	和光市新倉三丁目 2838 番 1	1082.00	畑	
60	和光市新倉三丁目 2838 番 2	16.00	公衆用道路	市道 283 号線
61	和光市新倉三丁目 2839 番 4	16.00	公衆用道路	市道 283 号線
62	和光市新倉三丁目 2839 番 9	106.10	宅地	
63	和光市新倉三丁目 2839 番 16	114.73	宅地	
64	和光市新倉三丁目 2839 番 17	38.36	宅地	
65	和光市新倉三丁目 2839 番 18	29.00	雑種地	
66	和光市新倉三丁目 2839 番 19	111.15	宅地	
67	和光市新倉三丁目 2839 番 20	112.49	宅地	
68	和光市新倉三丁目 2840 番 1	534.00	畑	
69	和光市新倉三丁目 2840 番 2	10.00	公衆用道路	市道 283 号線
70	和光市新倉三丁目 2841 番 1	477.00	畑	
71	和光市新倉三丁目 2841 番 2	11.00	公衆用道路	市道 283 号線
72	和光市新倉三丁目 2842 番 1	272.00	畑	
73	和光市新倉三丁目 2842 番 2	59.00	公衆用道路	市道 283 号線
74	和光市新倉三丁目 2842 番 3	130.12	宅地	
75	和光市新倉三丁目 2842 番 13	125.08	宅地	
76	和光市新倉三丁目 2842 番 14	139.39	宅地	
77	和光市新倉三丁目 2843 番 2	19.00	公衆用道路	市道 283 号線
78	和光市新倉三丁目 2843 番 3	79.10	宅地	
79	和光市新倉三丁目 2843 番 4	31.10	宅地	
80	和光市新倉三丁目 2843 番 5	50.16	宅地	
81	和光市新倉三丁目 2843 番 6	105.10	宅地	
82	和光市新倉三丁目 2844 番 1	20.94	宅地	
83	和光市新倉三丁目 2844 番 2	88.98	宅地	
84	和光市新倉三丁目 2844 番 3	131.00	雑種地	
85	和光市新倉三丁目 2844 番 4	60.89	宅地	
86	和光市新倉三丁目 2844 番 5	59.00	雑種地	
87	和光市新倉三丁目 2844 番 7	55.00	雑種地	
88	和光市新倉三丁目 2844 番 10	99.00	雑種地	
89	和光市新倉三丁目 2844 番 11	16.00	雑種地	
90	和光市新倉三丁目 2845 番 1	366.00	畑	
91	和光市新倉三丁目 2846 番 1	585.00	畑	
92	和光市新倉三丁目 2846 番 2	9.91	墓地	
93	和光市新倉三丁目 2851 番 1	571.00	畑	
94	和光市新倉三丁目 2851 番 2	9.66	公衆用道路	市道 283 号線
95	和光市新倉三丁目 2851 番 3	14.00	畑	市道 283 号線
96	和光市新倉三丁目 2852 番 1	631.00	畑	
97	和光市新倉三丁目 2852 番 2	2.59	公衆用道路	市道 283 号線
98	和光市新倉三丁目 2852 番 3	7.06	公衆用道路	市道 283 号線
99	和光市新倉三丁目 2852 番 4	15.00	畑	市道 283 号線
100	和光市新倉三丁目 2853 番 2	442.00	山林	
101	和光市新倉三丁目 2854 番 3	24.00	公衆用道路	市道 283 号線
102	和光市新倉三丁目 2854 番 4	22.61	宅地	市道 283 号線
103	和光市新倉三丁目 2860 番 8	118.00	畑	
104	和光市新倉三丁目 2861 番 1	614.00	畑	
105	和光市新倉三丁目 2861 番 6	7.53	雑種地	
106	和光市新倉三丁目 2819 番 6 と同 2854 番 3 に挟まれ同 2836 番 2 と 同 2837 番 2 に挟まれるまでの道路 敷	900.70	公衆用道路	
合 計		15765.60 m ²		

午王山遺跡保存活用計画(案)



第5図 土地利用状況図



第6図 和光市都市計画図における午王山遺跡周辺の位置付け (令和3年3月31日現在)

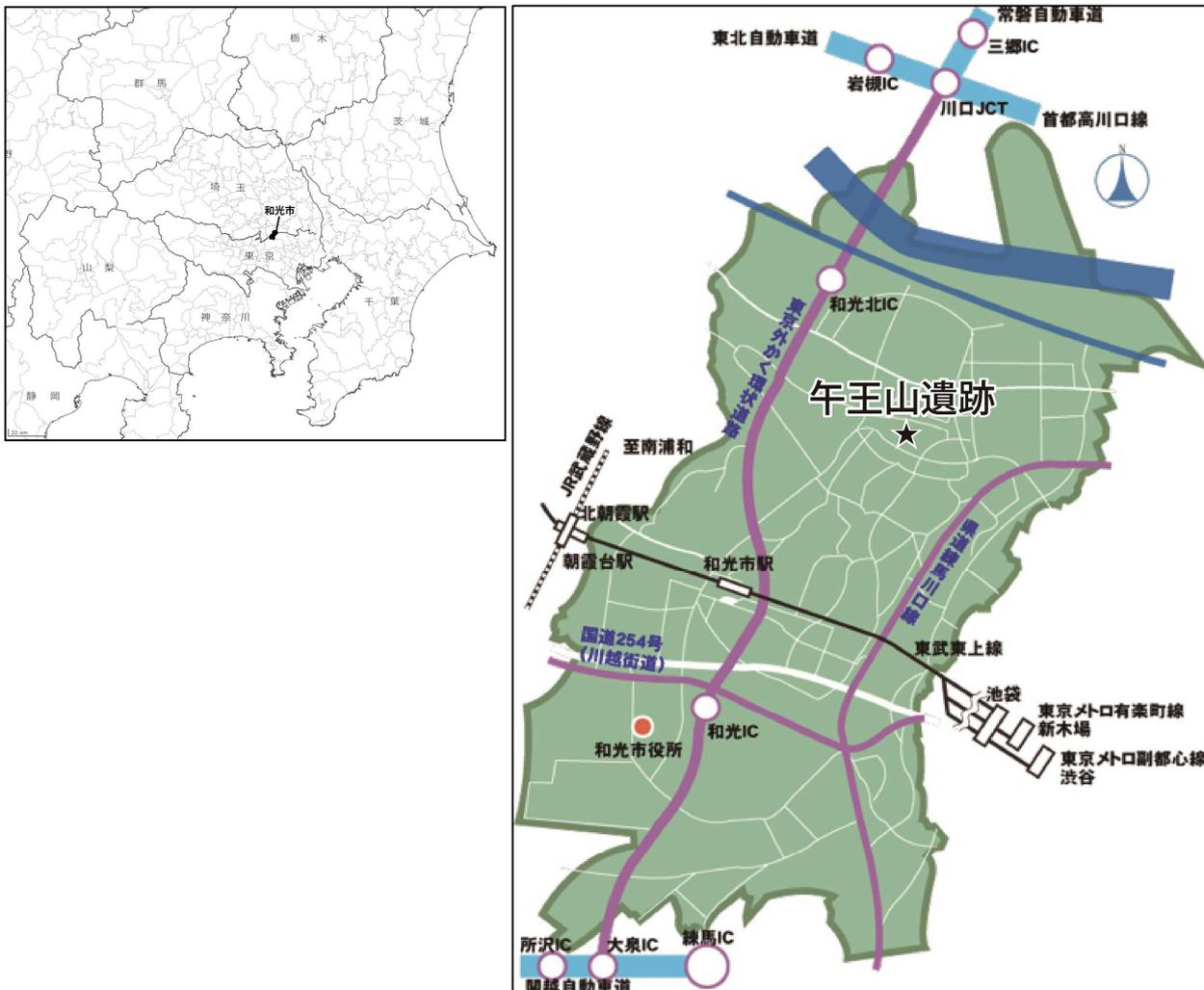
第3節 午王山遺跡の概要

(1) 地理的環境

① 和光市の位置と立地

和光市は埼玉県の中央部よりやや東に寄った南端部に位置し、北は戸田市、南は東京都練馬区、東は東京都板橋区、西は朝霞市と接している。市域は南北約4.9km、東西約2.5km、面積は11.04km²である。主要道路は市の中央部を南北に縦断する東京外かく環状道路、東西方向には川越街道が通過する(第7図)。鉄道は東武東上線、東京メトロ有楽町線、同副都心線が走り、各路線から相互乗り入れしており、都心を経由して各方面へも直通で移動できる。都心から15~20km圏内にあることから、交通網の発達を受けて都心から各方面への通勤、通学の利便性がますます高まっている。

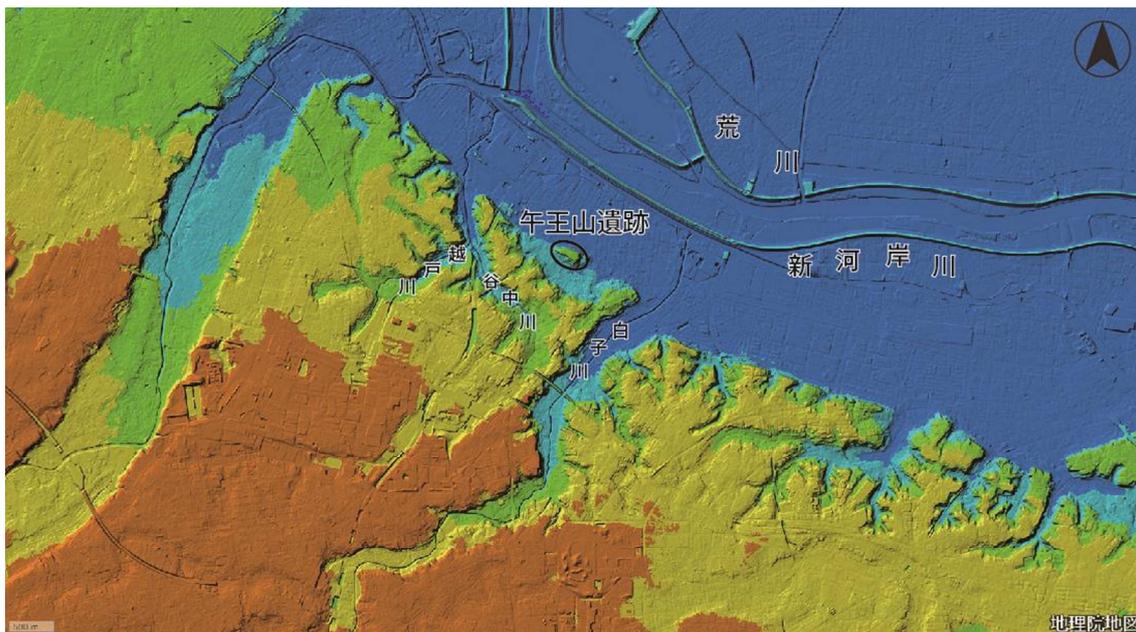
和光市の地形は、武蔵野台地と荒川低地からなり、台地が約70%、低地が約30%の割合となっている(第1図)。武蔵野台地は関東平野の南西部に広がる洪積台地で、北西を入間川、北東を荒川、南を多摩川で画される。比較的平坦な地形をしめしており、青梅市周辺を頂点とし台地は東に向かって徐々に低くなり、和光市内では標高24~40mを測る。



第7図 和光市の位置と交通網(アクセス・鉄道・道路)

午王山遺跡保存活用計画(案)

荒川(旧入間川)は武蔵野台地と大宮台地の間に広がる沖積地を形成しながら、市の北側を流れている。市域の西側境界近くを越戸川が、東側境界近くを白子川がそれぞれ北方向に流出して新河岸川と合流する。また、市域のほぼ中央を谷中川が西方向に振れながら北に向かって流出し、途中で越戸川と合流する。これらの河川により、台地に行く筋かの開析谷が刻まれ、複雑な地形を形成している(第8図)。また、柿ノ木坂湧水池、富澤湧水池など、市内には20か所を超える湧水池が確認されている(第9図・写真1)。水資源の豊富な和光市は、古代から人々の生活の場として活用されてきた。



第8図 午王山遺跡周辺の地形(地理院地図 電子国土Webを元に加筆して作成)

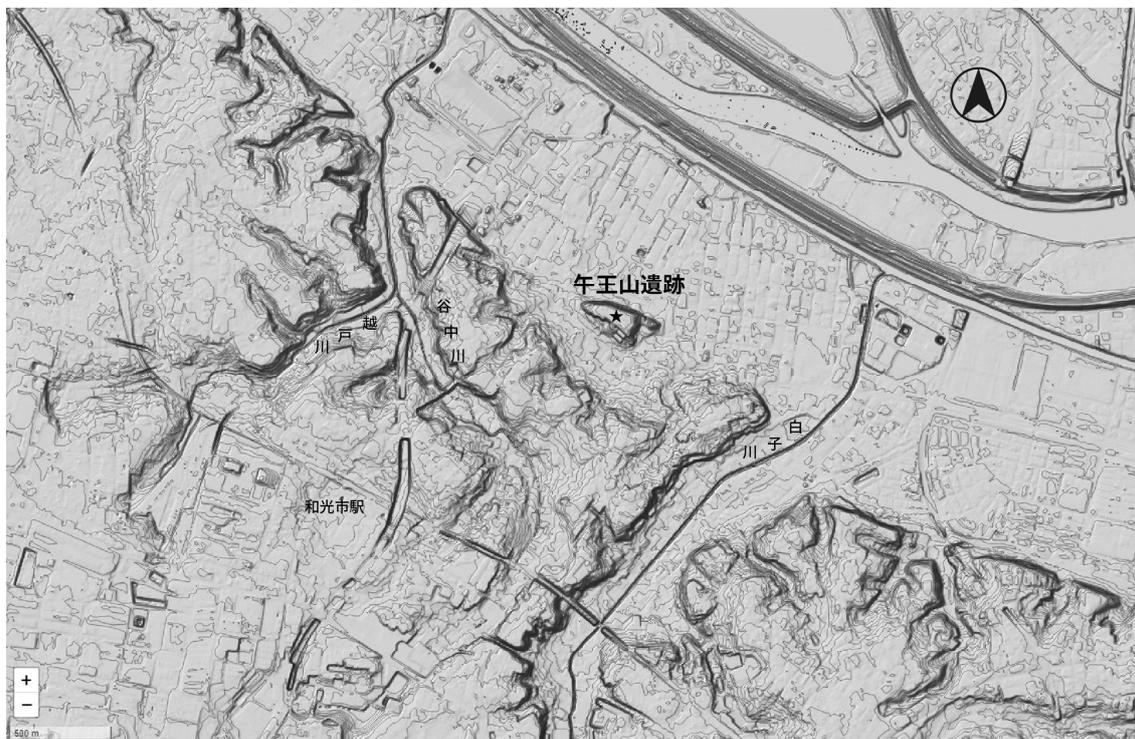


写真1 富澤湧水池

第9図 和光市域の湧水等分布
(第3次和光市環境基本計画 p 25)

② 午王山遺跡の位置と立地 (第10図)

午王山遺跡は和光市のほぼ中央部北寄りに位置し、武蔵野台地の北縁にあたる。遺跡を乗せる台地の北側は荒川の沖積地に面している。台地の南側にも緩い支谷が広がり、午王山遺跡は独立丘をなす台地上に立地する(第10図)。標高は24mで、低地との比高は18mを測る。



第10図 午王山遺跡周辺地形図(地理院地図 電子国土 Web を元に加筆して作成)

遺跡の北側に広がる沖積地は水田耕作に活用され、「新倉田んぼ」と呼ばれた穀倉地帯が広がっていた。すでに埋立地となっているが、かつて、現在の和光高校の位置には「溜池」と呼ばれた湧水池も存在した。湧水がまとまって水量の豊富な「溜池」となり、用水として新倉田んぼを潤していた。

午王山遺跡は地形的にも他の遺跡から独立しており、環濠集落が営まれた弥生時代後期には、恵まれた自然環境のもとで沖積地と湧水を活用してイネや雑穀の栽培を生業とする人々の生活が展開されていたのであろう。また、独立丘の南側と北側の崖面では、関東ローム層、武蔵野礫層、東京層が露頭しており、武蔵野台地の成り立ちを理解する上で希少な地質観察場となっている。



写真2 新倉田んぼの風景(時期不明)



写真3 午王山北側斜面露頭

(2) 歴史的環境

①和光市の成り立ち

和光市域は古代には天平宝字2年(758年)に設置された「新羅郡」の一角を占めていた。新羅郡は後に「新座(にひくら)郡」と名称を変更されて近代にいたるまでその名称を残しており、和光市に現在に地名として残る「新倉」や「白子」は「新羅郡」や「新座郡」はその名称が転訛したものと考えられている。

江戸時代には現在の和光市域は上新倉村、下新倉村、白子村と三か村に分かれていたが、明治22年(1889年)に町村制実施により白子村・下新倉村が合併して白子村となり、上新倉村は独立して新倉村となった。その後、昭和18年(1943年)に白子村と新倉村が合併して大和町となり、昭和45(1970)年10月31日に市制施行され和光市となった。

②和光市の文化財等(第11図)

和光市内には現在でも、創建が江戸時代以前にさかのぼる寺社や文化財が残る(第11図)。

旧新倉村域には、午王山遺跡南側に隣接する満願寺のほか、新倉氷川八幡神社、東林寺、長照寺等が所在する。長照寺には樹齢700年と言われる和光市指定文化財の大イチョウがある。

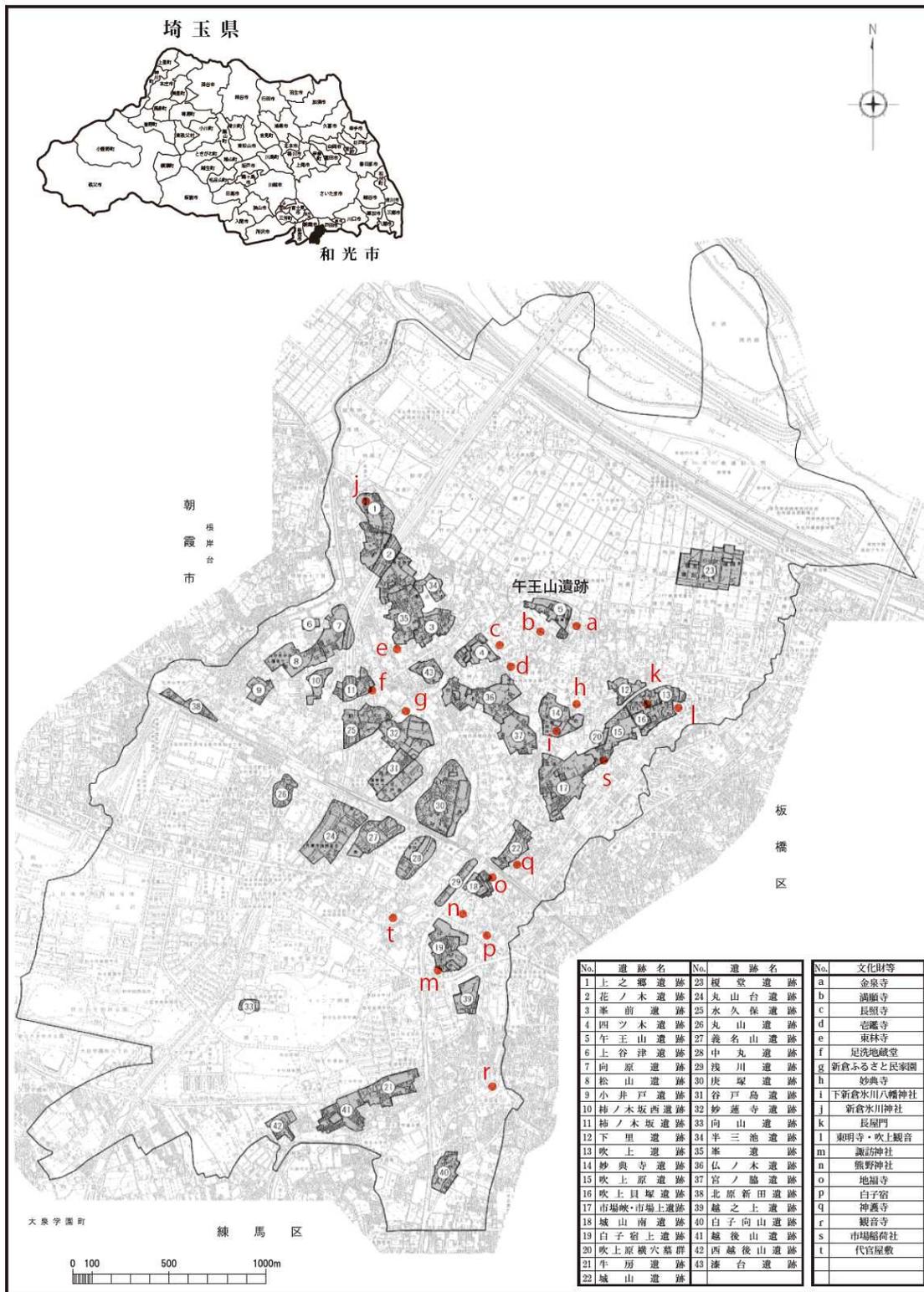
旧下新倉村には、午王山遺跡の東隣にある金泉寺のほか、壺鑑寺、下新倉氷川八幡神社、妙典寺、東明寺がある。中でも東明寺は、吹上観音として古くから信仰を集め広く知られており、江戸時代の「江戸名所図会」にも姿を見せている。妙典寺には「子安の池」といわれる湧水池があり、日蓮上人が立ち寄ったという伝承が残る。

旧白子村では、白子川付近の河岸段丘上に、市場稲荷社、神護寺、地福寺、熊野神社、不動院、諏訪神社、八雲神社等が存在している。また、村の中心部を東西に川越街道が通り、白子宿という宿場があったことで知られている。

③和光市の遺跡(第11図)

和光市内では現在、43遺跡が埋蔵文化財包蔵地として登録され、遺跡の時代は旧石器時代から縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世にわたる(第11図)。多くの遺跡は集落跡で、白子川左岸、越戸川の右岸、谷中川の両岸に沿って連なるように分布している。遺跡の分布状況からも、古くから長きにわたって人々が、当地域の地形・生態環境を利用して生活してきた状況が推察される。

午王山遺跡保存活用計画(案)

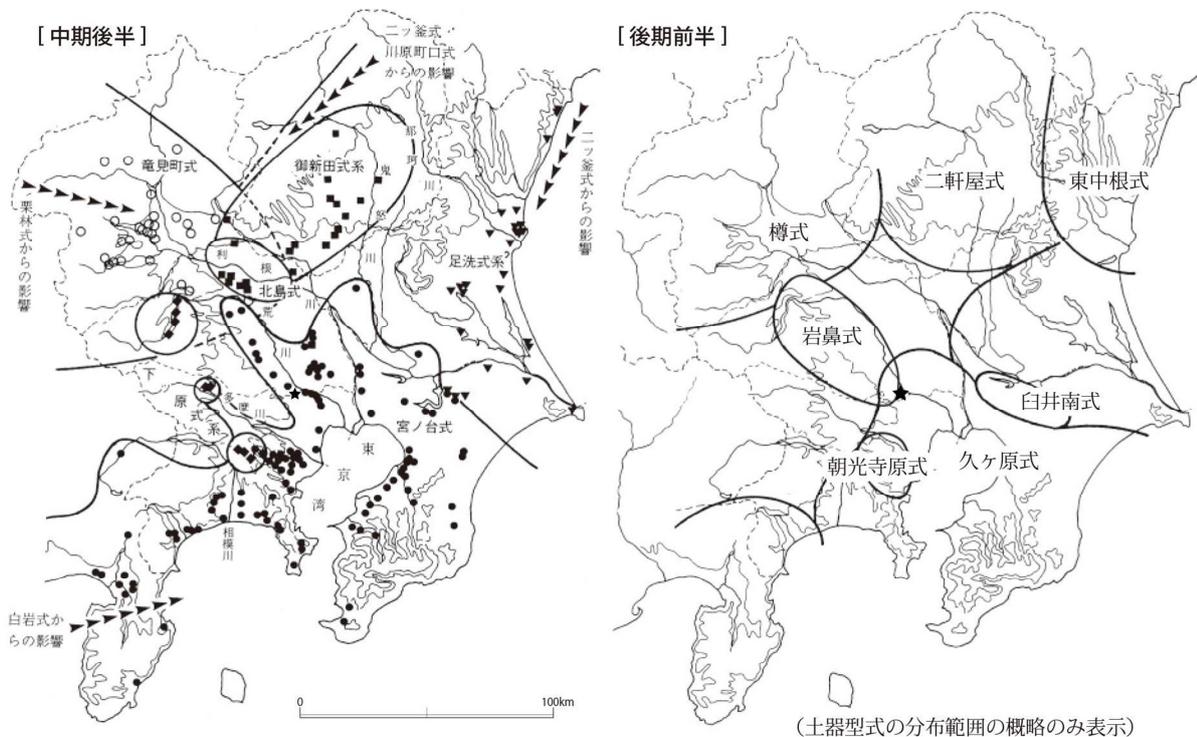


第 11 図 和光市遺跡分布及び文化財等位置図

⑤和光市とその周辺地域の遺跡から見た弥生時代の歴史動向 (第12図)

稲作農耕集落の登場

武蔵野台地東北縁における弥生時代の集落形成開始期は中期後半の宮ノ台式期であり、午王山遺跡もこの頃(紀元前1世紀)に成立したと考えられている。荒川下流域の武蔵野台地北縁で水稻耕作を基盤とする農耕集落の定着・拡大が見られるのはこの段階からで、荒川下流側から文京区千駄木三丁目南遺跡(第12図No. 110)、荒川区道灌山遺跡(第12図No. 79)、北区飛鳥山遺跡(第12図No. 72)から板橋区沖山遺跡(第12図No. 55)まで数km間隔で1~2haほどの規模をもつ環濠集落が形成され、その間に小規模集落が点在する。午王山遺跡を始めとする白子川以北の集落はいずれも小規模である。北北西約40kmの荒川中流域右岸にある熊谷市円山遺跡は宮ノ台式の北限をなす集落跡で、荒川を隔てて長野系の栗林式土器分布圏に接する。比企・入間地方は宮ノ台式の分布北西縁地帯を形成しているが、栗林式系土器の伴出が顕著である。こうした状況は入間川以南の武蔵野台地東北縁にも及び、朝霞市新屋敷遺跡(第12図No. 33)や和光市花ノ木遺跡(第12図No. 36)でも栗林式系土器が認められる。その一方で、沖山遺跡や花ノ木遺跡、氷川神社北方遺跡(第12図No. 53)では遠江の白岩式土器の混入が認められ、長野方面からのルートと静岡方面からのルートの結節点にあたり、両系統の文化が交叉するこの地域の特徴がよく表わされている(第13図)。その特徴は、後期以降の人々の移動状況にも関わってくる。



第13図 関東の弥生時代中期後半と後期前半の土器形式分布

(『午王山遺跡総括報告書』第249図)

弥生時代後期と午王山遺跡

弥生時代後期（紀元後1～3世紀）になると、いくつかの小地域が併存するようになる。この時期は午王山遺跡周辺地域にも北や南から様々な情報や人が行き来するようになり、集落群が大きく発展していく。紀元前1世紀代に成立した午王山遺跡は、この弥生時代後期に大きく展開していくことになる。弥生時代後期は午王山遺跡の集落がピークを迎える時期である。

岩鼻式土器の南下

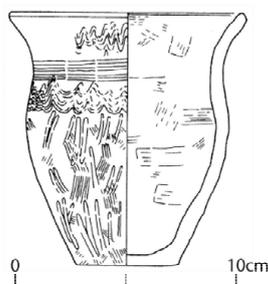
北武蔵の一角である比企地方で生成された岩鼻式土器は、長野系の栗林式の系統を引く櫛描文（写真5）を特徴とする土器であり、後期前半（1世紀前半～2世紀前半）になると周囲へ分布を拡大していく（第13図右）。岩鼻式土器を主体とするこの時期の集落は、和光市の午王山遺跡、板橋区氷川神社北方遺跡、朝霞市稲荷山・郷戸遺跡（第12図No. 34）であり、これらの遺跡では岩鼻式土器に加えて東京湾岸系の久ヶ原Ⅰ式土器が共存する。武蔵野台地の人口希薄な地域に、比企地方に居住する岩鼻式土器を使用する人々（以下、「岩鼻式集団」）が新たな可耕地を求めて白子川流域へも領域を広げ、周辺の久ヶ原Ⅰ式土器を使用する人々と居住地を共にして農耕開拓にあたったものと考えられる。午王山遺跡の出土土器をレプリカ法調査（種子圧痕調査）したところ、この段階はアワ・キビの雑穀を主体に栽培し、それにイネが伴うような様子であったと推測されている。



写真4 久ヶ原式・岩鼻式土器



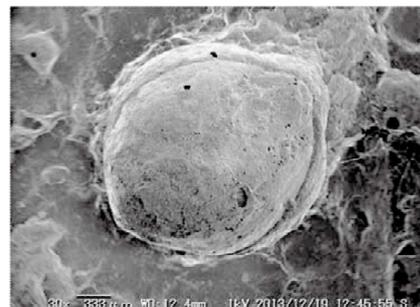
写真5 岩鼻式土器の特徴である櫛描文



GBY-0005-15 岩鼻式 3期 小型甕



小型甕胴部外面から検出した圧痕



キビ有ふ果

第14図 午王山遺跡出土の岩鼻式土器に行ったレプリカ法調査

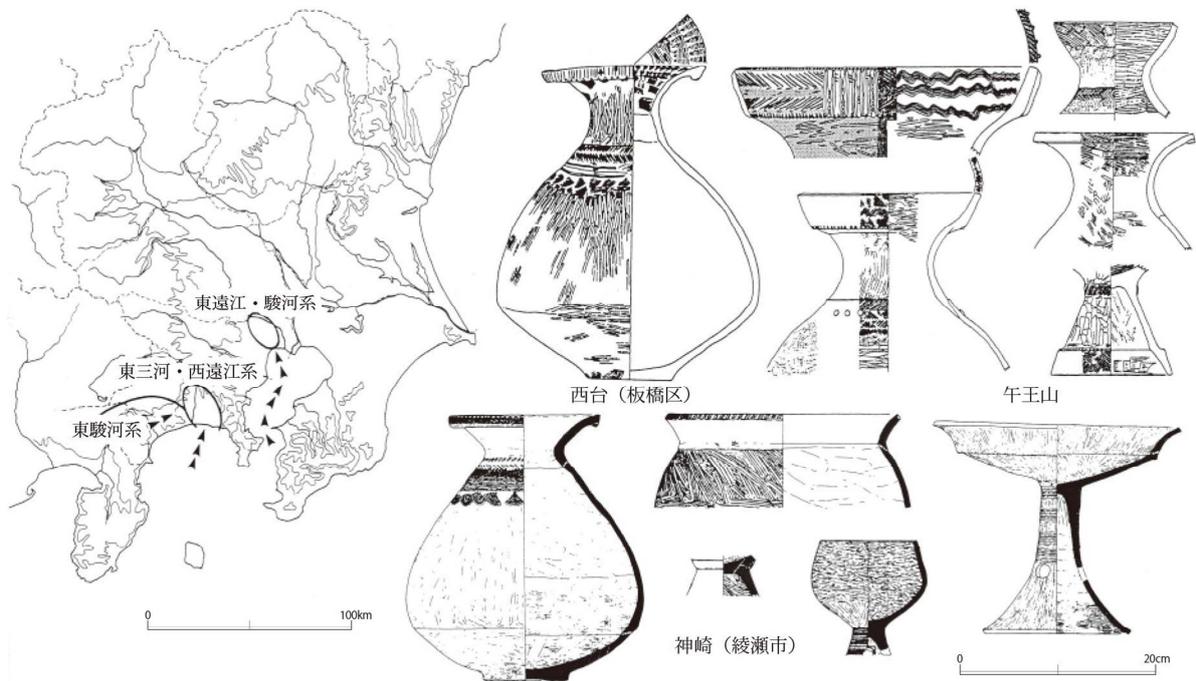
（『午王山遺跡総括報告書』図版21の文字を一部加工して転載）

下戸塚式土器の北上と集落群

岩鼻式集団は弥生時代後期に長期間定着することはなかったようである。代わりに新たに武蔵野台地東北縁地域に進出してきたのが、遠江に祖型をもつ下戸塚式土器を使用する人々（以下、下戸塚式集団）である。

後期前半から中葉（2世紀）になると南関東の土器型式群に大きな変動が生じる。その中の武蔵野台地東縁部北半では、東遠江の菊川式土器の影響を受けた土器が顕著となる。神田川流域の新宿区下戸塚遺跡（No. 81）から出土した土器はその影響が特に著しく、下戸塚式土器と命名されている。下戸塚遺跡は環濠集落で後期前半期から終末期まで継続する。この下戸塚遺跡を起点として、下戸塚式集団は主に北方へ小河川沿いに分布域を拡大していく。下戸塚式集団は環濠集落を造営したようであり、午王山遺跡を始めとして、板橋区四葉地区、和光市吹上遺跡、上之郷遺跡、花ノ木遺跡、朝霞市中道・岡台遺跡、富士見市南通遺跡は環濠集落である。

岩鼻式と下戸塚式が接触した考古学的状況は認められていない。そのため、岩鼻式集団と新たに武蔵野台地東北縁地域に進出してきた下戸塚式集団とは交流が疎遠だったと考えられる。両集団間に争闘があった痕跡はない。しかし、下戸塚式集団にとって、岩鼻式集団が居住する地域へ新たに進出し、あるいは柳瀬川流域のような荒蕪地へと北上することは、緊張を伴うものであったはずである。こうしたことを踏まえると、下戸塚式集団が環濠集落を造営した目的は、先住集団との軋轢に備えての防御や抑止にあったと考えられる。



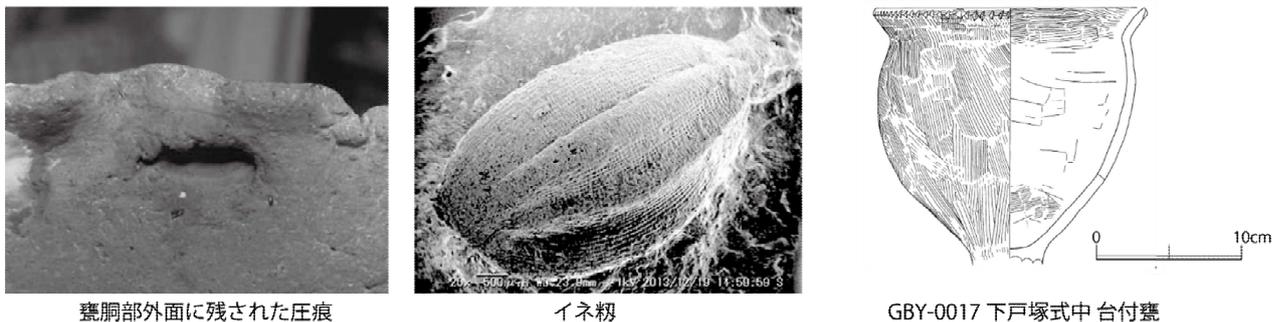
第 15 図 弥生時代後期における東海東部系土器の関東への普及

(『午王山遺跡総括報告書』第 250 図)

人口の増加と低地帯への進出

下戸塚式期に武蔵野台地東北縁一帯に進出した下戸塚式集団は順調に定着し、生活の安定は人口の増加をもたらした。下戸塚式新期には、それまで人口が皆無状態にあった大宮台地にも進出し、定着する。

生活の安定と人口増加をもたらした彼らの生業はどのようなものだったのだろうか。午王山遺跡における下戸塚式期の土器に対して行ったレプリカ法調査の結果を見ると、土器に残る圧痕はイネが多数に上り、わずかに雑穀が伴う傾向が確認された(第16図)。これによって、下戸塚式集団が定着した頃に栽培していた植物は、それまでのアワ・キビといった雑穀から、稲作中心に転換した可能性が推定される。そうした午王山遺跡も下戸塚式集団の段階で終焉を迎える。その後、下戸塚式の後裔である弥生町式土器、続く前野町式土器の時期(2世紀後半から3世紀前半)には、各河川沿いに多数の遺跡が分布するようになる。しかしながら、台地上は人口増加によって居住地や畠作生産域が共に飽和状態になり、土地の人口支持率を超過するような事態を迎えることになる。用排水を伴う農耕技術やそれを可能にする東海地方からの情報伝達は継続していたようで、人々は新たな食料を確保するために生存をかけて低地帯への進出を開始する。



壺胴部外面に残された圧痕

イネ粃

GBY-0017 下戸塚式中台付壺

第16図 午王山遺跡出土の下戸塚式土器に行ったレプリカ法調査

(『午王山遺跡総括報告書』図版21の文字を一部加工して転載)

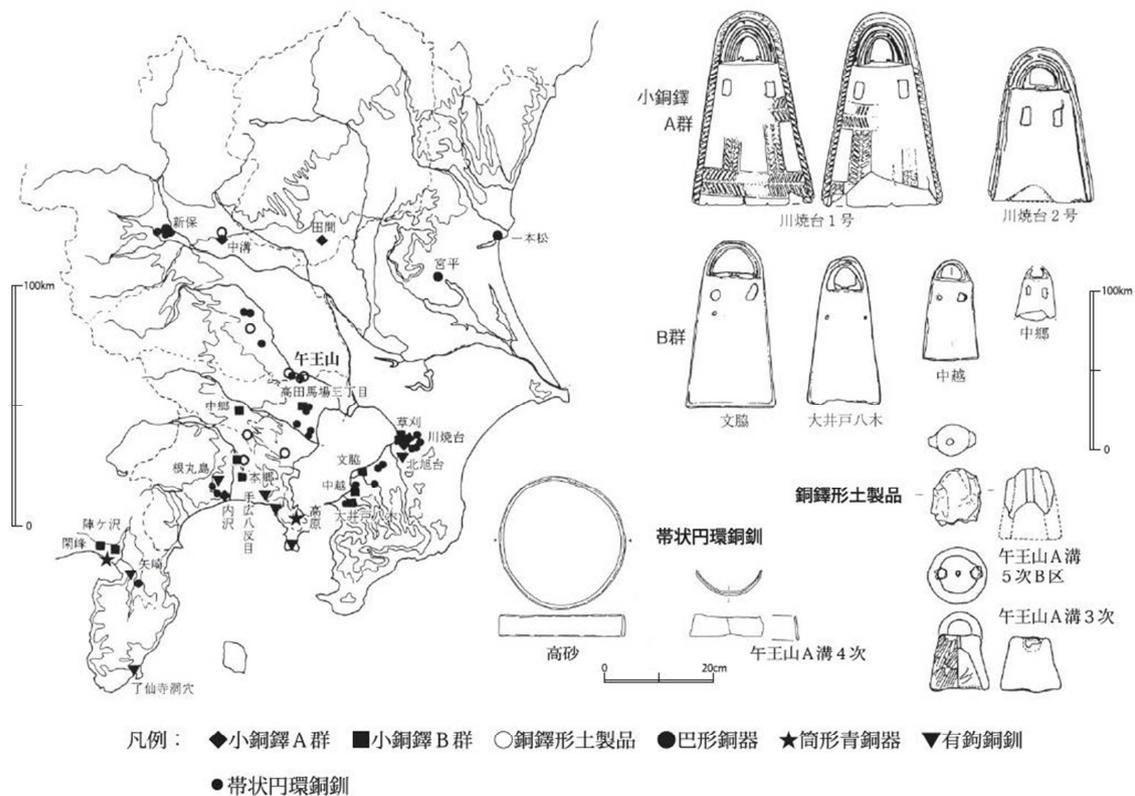
青銅器文化の波及

遠江の菊川式系土器の進出は、土器のみに留まらず、青銅器やそれを用いた儀礼行為の波及ももたらした。

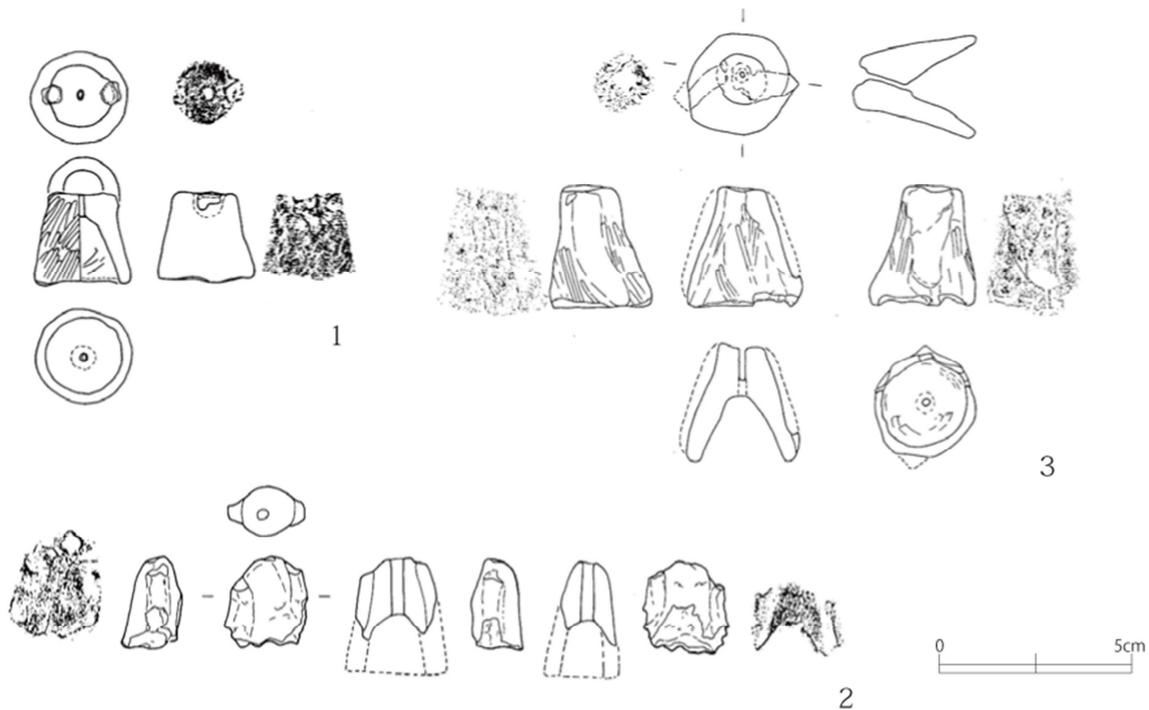
関東地方では相模湾から東京湾沿岸周辺にかけて10遺跡で小銅鐸が出土しており、その製作地は三遠式銅鐸の鑄造地域である東海西部域と考えられている。埼玉県域で小銅鐸は検出されていないが、午王山遺跡や向山遺跡で小銅鐸を模した銅鐸形土製品が出土している(第17図、第18図)。いずれも出土遺構や文様から下戸塚式土器段階に属すと考えられる。この時期は三遠式・近畿式銅鐸が終焉を迎える段階に相当しており、小銅鐸は東海道筋を東方へと波及し、その分布の東端の午王山遺跡一帯において、銅鐸を用いた祭祀儀礼を知る人々によって、土製品にその形が移されたようである。

こうした段階に関東にもたらされた青銅器は小銅鐸だけではない。武蔵野台地東北縁地域では午王山遺跡や向山遺跡で円環銅釧、朝霞市宮台・宮原遺跡で有鉤銅釧、吹上遺跡、向山遺跡

で銅製指輪状製品、西原大塚遺跡で銅鏃が検出されている。大宮台地でも、さいたま市三崎台遺跡で小銅鏡、銅鏃が検出されており、関東への青銅器文化の波及を知ることができる。



第 17 図 弥生時代後期の青銅器関連遺物の分布
 (『午王山遺跡総括報告書』第 252 図)



第 18 図 午王山遺跡出土銅鐸形土製品

(3) 調査成果

①午王山遺跡の認知

午王山遺跡の発掘調査が本格的に行われるようになる昭和 54 (1979) 年以前に、畑から耕作中に土器が発見され、あるいは、台風による北斜面の崖崩れにより出土した遺物が地元
の地権者宅で保管されていた。遺物は正確な出土位置、発見年月日などは不明であったが、
昭和 41 (1966) 年と昭和 43 (1968) 年に和光市出身の考古学者 谷井彪氏によって『埼玉考古』
第 4 号、第 6 号に紹介され、弥生時代、古墳時代前期・後期の遺跡が埋蔵されていることが
公となった。

午王山遺跡の本格的な発掘調査は昭和 54 (1979) 年に和光市在住の考古学者 鈴木敏弘氏
を担当者として第 1 次調査が行われ、以降、第 15 次調査まで行われた。その成果は第 3 表
のとおりである。

②発掘調査の経過

第 1 次調査では遺跡の東南端地区で 3 基の方
形周溝墓などが調査され、弥生時代の集落域と
墓域が隣接していることが明らかになった。

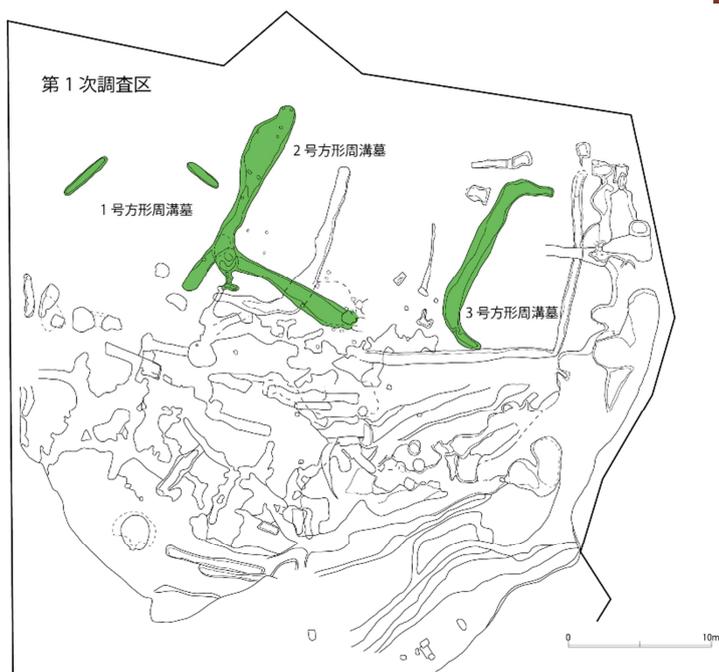
第 2 次調査は昭和 56 (1981) 年に都市計画に
基づく市道敷設工事に伴う発掘調査で、午王山
遺跡の中央を横断する幅 6m、長さ 200m のト
レンチを入れるような調査となった。調査区の東
端部と西部で A 溝とその外側に B 溝、さらに遺
跡の西側の離れた位置で C 溝が調査され、環濠



写真 6 午王山遺跡の方形周溝墓

集落であることが確実となった。住居
跡は 47 軒の調査を行い、最大規模の第
3 号住居跡などが検出された。第 30 号
住居跡は B 溝が埋没したのち、その上
に床面を張って構築されていたことが
確認され、環濠が機能した時期が限定
的であることが明らかとなった。

平成 5 (1993) 年には、遺跡の南斜面
に当たる部分を第 3 次として調査した。
平坦面から斜面にかかる部分で、東西
に走る A 溝を検出した。溝の中層から
弥生時代後期の東海東部系壺のほか銅
鐸形土製品などが出土した。また、A



第 19 図 午王山遺跡の方形周溝墓

午王山遺跡保存活用計画(案)

溝より南斜面を下がった位置で、東西方向に走るB溝を検出した。

平成5(1993)年に調査した第4次調査と平成6(1994)年に隣接して実施した第5次B地区では、A溝とB溝の南西部を確認した。同時に発掘調査を実施した第5次A地区は遺跡の東端部にあたり、A溝の東辺を約24mにわたって調査した。

平成16(2004)年に実施した第10次調査では、平坦面から斜面にかかる部分にあたり、A溝とB溝の南東部にあたる部分を検出した。また、調査区の南側で方形周溝墓2基を調査した。



第20図 午王山遺跡全体図

同じく平成16(2004)年に行った第11次調査は、調査区が第10次調査区の西側に隣接しており、第10次調査で確認されたA溝につながる部分を検出した。

以上、第2次調査から第5次調査、第10次調査、第11次調査により、環濠の状況が把握され、二重の環濠が巡る弥生時代後期の環濠集落の実態が明らかになった(第20図)。第1次調査と第10次調査では環濠の外側に方形周溝墓が構築され、環濠集落として居住域と墓域とで遺跡が構成されていたことが判明した。

住居跡の形態や出土した土器の特徴から、長野方面と東海からの文化的影響を両方向から受けていたことが明



写真7 住居跡の検出状況(第14次調査)

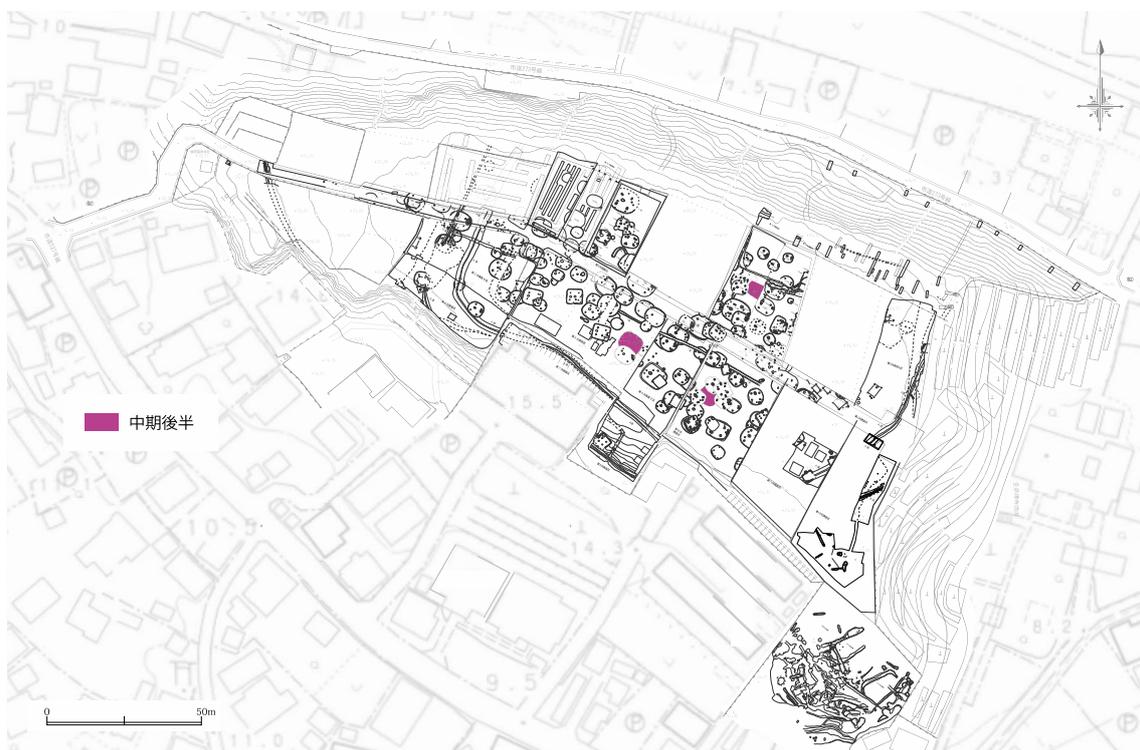
らかになった。午王山遺跡は遠隔地との交流を通じて形成された遺跡で、両地域の文化が折り重なる地域であったことが最大の特色である。

③調査成果から見る弥生時代の午王山遺跡

15次にわたる発掘調査は、午王山遺跡が旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世の各時代の遺構・遺物が存在する複合遺跡であることを明らかにした。その中で特に注目されるのは、午王山遺跡全体が独立丘を占拠する弥生時代後期の環濠集落である点である。以下、環濠集落の形成と終焉の状況を中心に、弥生時代における午王山遺跡の集落展開を概述する。

開始は小集落

午王山遺跡における弥生時代の集落開始期は、中期後半（紀元前1世紀）の宮ノ台式期である（第21図）。第82・87・133号住居跡の3軒であり、すべて後期の住居と複合している。未調査区にも住居跡が分布すると予想されるが、全体の遺構分布状況から10軒を超えないことが考えられ、環濠掘削の作業推定土量から推測してみても環濠の存在は考えにくい。武蔵野台地北縁でも白子川以北では、環濠をもつような規模の大きい集落は稀で、午王山遺跡でもその地域の特徴がよく示されている。



第 21 図 午王山遺跡時期別住居分布図（宮ノ台式期）

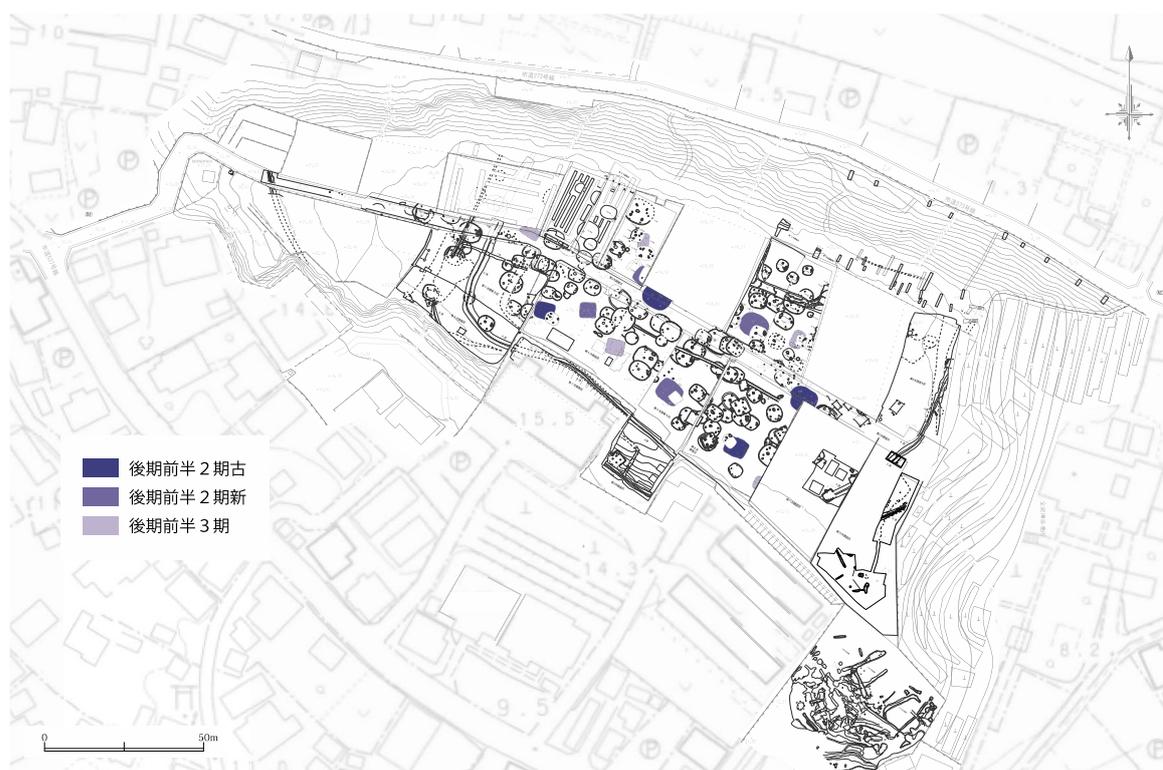
※色塗り箇所が住居跡

岩鼻式集団の南下と集落形成（第22図）

後期前半（1世紀頃）の人口減少期に、荒蕪地と化した武蔵野台地北縁に進出してきたのは、北武蔵の岩鼻式土器を用いる人々だった。午王山遺跡では久ヶ原I式土器も伴っており、東京湾西岸系統の人々も参加して居住集落を形成した可能性も高く、救荒作物である雑穀の栽培を主体としつつ、稲作も伴う複合栽培を生業としていたようである。

該当する住居跡は、第1・3・18・72・74・81・97・105・108・119・124・137・141号住居跡の13軒である。継続期間は数段階に及ぶので、個々の段階では数棟の小集落である。北武蔵の岩鼻式・吉ヶ谷式は環濠を形成しない文化であり、午王山遺跡でもこの時期に環濠を構築したとは考えられない。

岩鼻式土器は3時期に区分されている。午王山遺跡には岩鼻式1期は存在せず岩鼻式2期から3期にかけて継続して集落が形成された。北武蔵の岩鼻式・吉ヶ谷式の竪穴住居は、平面形が隅丸長方形で炉が複数ある場合が多く、主炉が奥壁に偏在するような特徴を有しており（特に2期新段階以降）、久ヶ原式の楕円形系統とは異なっている。



第22図 午王山遺跡時期別住居分布図（岩鼻式期）

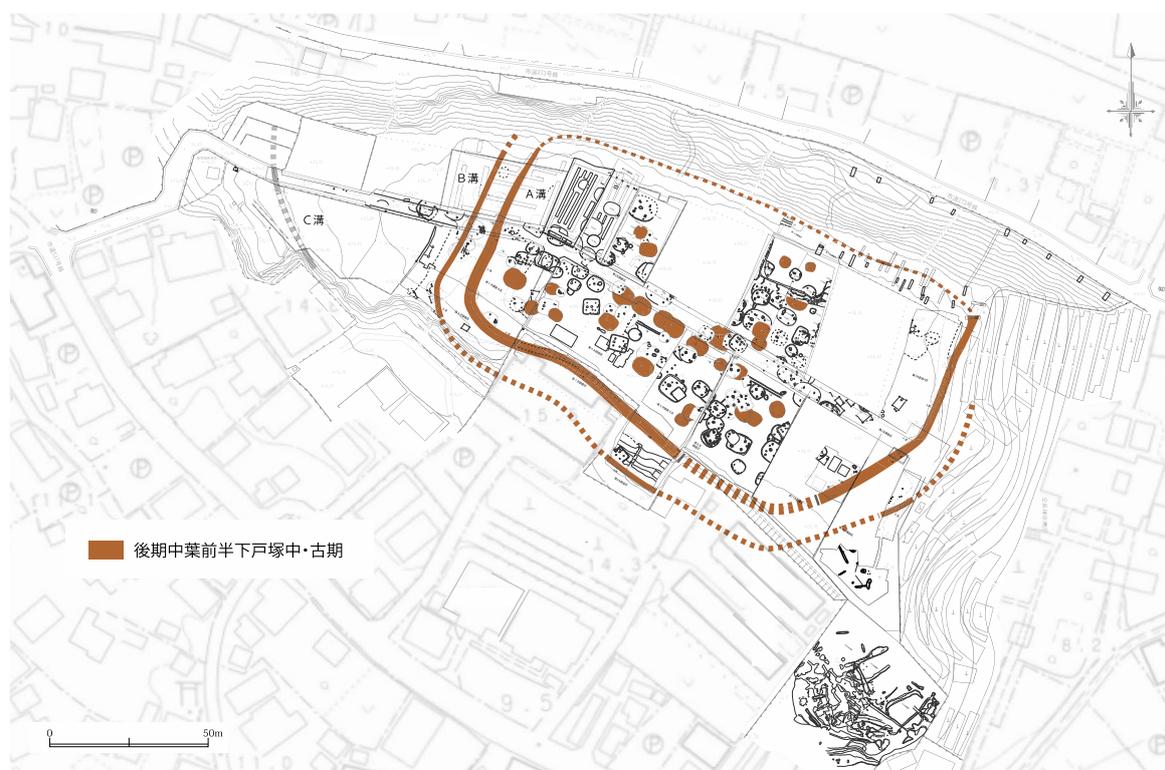
※色塗り箇所が住居跡

環濠集落の展開 (第23図)

岩鼻式集団の撤退後、午王山に新たに進出してきたのは下戸塚式土器を使用する人々である。環濠集落を構築したのは彼らであり、以後、周辺へも分散拡大し定着していく。下戸塚式土器は東海地方東部の菊川式土器を祖型とし、ハケ整形具の木口で施文するハケ刺突文やハケ目沈線が特徴的である。大きく古・中・新期に区分できる。午王山遺跡における下戸塚式期の集落形成は中期から新期にまたがっており、おおよそ弥生時代後期中葉前後(2世紀頃)のことである。各期に該当する遺構は、次のとおりである。

表5 午王山遺跡の下戸塚式期の遺構

時 期	遺 構 名	環 濠
下戸塚式中段階古期 (久ヶ原Ⅱ式古段階)	第4・8・9・11・20・24・27・57・59・68・73・75・84・86・90・91・93・100・107・110・113・118・121・128・129・138・144号住居跡など。	形成期。 一部で遺物投棄・埋没が始まる。
下戸塚式中段階新期 (久ヶ原Ⅱ式新段階)	第5・10・12・14・16・30・42・44・50・51・52・58・63・69・77・78・88・92・95・130・132・142・146号住居跡など。	機能終了期。一部で遺物投棄継続。内濠(A溝)上に50・51号住、外濠(B溝)上に30・63号住が構築される。
下戸塚式新段階古期	第19・62・101号住居跡	埋 没 期
下戸塚式新段階新期 (久ヶ原Ⅱ式新段階)	第23・96・104・109・114号住居跡	

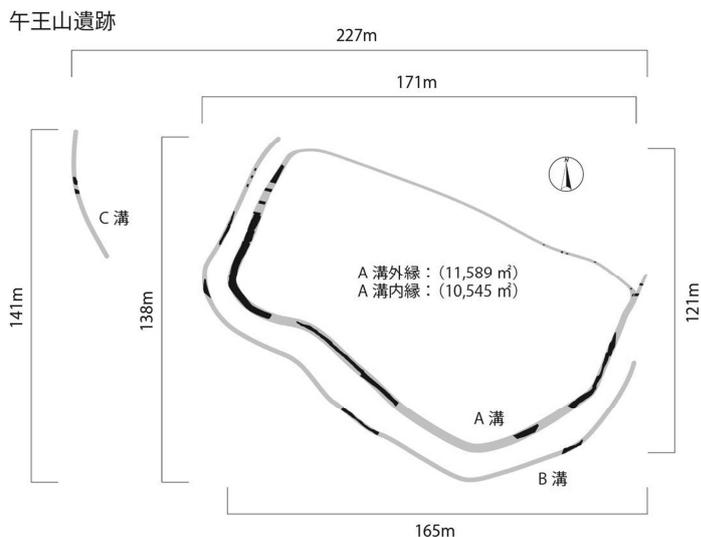


第23図 午王山遺跡時期別住居分布図(下戸塚式期)

※色塗り箇所が住居跡と環濠

3条の溝の存在 (第23図・第24図)

午王山遺跡では3条の溝が検出されており、『午王山遺跡総括報告書』では内側から順にA溝・B溝・C溝と命名されている(第23図、第24図)。いずれも、断面形状はV字状をなす。A溝は午王山頂部の平端面を中心に設置され、集落内の多くの竪穴住居を取り囲み全周しているようである。B溝はA溝の外側に並行するように掘削されたやや幅のせまい溝で、遺跡北端の崖で東西ともに途切れる。A・B溝間の間隔は最も狭い箇所では7m程度、広い箇所では12m程度である。C溝は午王山の西端の緩傾斜部を南北方向に走るもので、条濠と呼ぶべきものである。



第24図 午王山遺跡の環濠規模
(『午王山遺跡総括報告書』第225図より抜粋)

環濠の掘削と埋没時期

環濠は下戸塚式中・古期(久ヶ原Ⅱ式古段階併行)の集落開始期に、午王山の最高所を意識し計画的に掘削された可能性が高い。各溝の概要は以下のとおりである。

A溝：消失部を含む検出推定長は約775m、最大幅3.2m、最大深1.7mである。

B溝：消失部を含む検出推定長は約790m、最大幅1.8m、最大深0.95mである。

C溝：検出部分に限ってみると、長さ7m、最大幅1.8m、最大深1.2mである。

A溝とB溝は、相互の平面上での配置関係を見る限り、ある時点では共に機能した二重環濠の時期があったことは間違いない。C溝はB溝との間隔は約60mを測り、独立丘の西端で傾斜が緩くなる尾根筋を断ち切る条濠の役割を果たしていたことは推察できるが、造営期間は特定できない。

A溝とB溝が機能していた期間は下戸塚式中・古期に限定できるようである。中・新期にはA溝上に第50号住居跡・第51号住居跡、B溝上に第52号住居跡が、新期には第62号住居跡が溝上に貼り床して構築されており、環濠としての機能が失われたのちにも集落が存続したことが確認できる。体裁の整った二重環濠という姿を保っていた時期は、下戸塚式中期(久ヶ原Ⅱ式併行)中のある時点までに限定されるようである。進出時に先住集団に対する防御機能として敷設された環濠は、周辺に抵抗勢力が存在しないことが認知された段階で緊張状態が解け、その結果として埋没が始まったと推定する考え方もある。



写真8 環濠 A 溝と B 溝 (第4次調査)



写真9 午王山遺跡7次調査 環濠断面写真

環濠の付帯施設

環濠の付帯施設として通常考えられるのは、土塁や木柵、あるいは橋などの存在である。午王山遺跡では、これらを復元する遺構や土層堆積は確認されていない。しかし、環濠が存続した時期の竪穴住居跡は内環濠である A 溝からおよそ 5m 以上離れた内側に構築されていることから、空間的な規制が及んでいた可能性や、掘削排土を簡単に盛る行為がなされた可能性は残る。また、多重環濠をもつと仮定した場合、内環濠 (A 溝) と外環濠 (B 溝) との間に土塁が構築されたとの想定もできるが、その痕跡は見出せず確証は得られない。

木柵は土塁上に構築されたならば痕跡は残らず、平坦部ならば並列ピットが残るはずだが検出されていない。環濠の内外を行き来する施設としては土橋や木橋が考えられるが、橋脚の存在を想定させる溝内の柱穴状ピットなどは見出されていない。入口施設が想定できるのは、西側の条濠 (C 溝) と 50m の空間を隔てた外環濠 (B 溝) ・内環濠 (A 溝) を結ぶラインで、再調査も含めて引き続き検討していく必要がある。

集落内の遺構

環濠内の遺構は竪穴住居跡のみで、竪穴住居跡以外の諸施設は確認されていない。

東海地方東部の系譜を引く下戸塚式期の竪穴住居跡の平面形態は楕円形ないしは小判形で、炉は基本的に 1 箇所で火皿式 (写真11) が多い。炉の位置も支柱穴間の内側にあり、長野系である前代の岩鼻式の住居形式とは相違が目立ち、文化の系統差が明瞭である。



写真10 下戸塚式期の住居跡

東海東部系の遺物として午王山遺跡を特徴付けるものに、銅鐸形土製品3点がある(第18図)。同じく銅鐸形土製品2点が検出された向山遺跡例も含めて、稚拙ながら東海地方西部の三遠式銅鐸を模倣しており、小銅鐸の儀礼の意味を知っていた者の製作に他ならないとされている。小銅鐸を用いた祭祀儀礼を行う場はどこか。倉庫跡と考えられている高床建物跡も確認されていない。高床倉庫は彼らの生存を担保する食料貯蔵庫であり、農耕儀礼とも関わる施設でもある。



写真11 火皿式炉
(粘土を敷き固めた炉)

祭祀儀礼を行うための「広場」の存在や食糧貯蔵施設としての「掘立柱建物跡」の存在の有無など、今後も継続して検討していく必要がある。

集落域と墓域

午王山遺跡では、環濠外の東南域舌状地形部に5基の方形周溝墓が検出されている。方形周溝墓は四隅の切れる形態的に古いタイプのもので全周する可能性があるものが存在し、第2号方形周溝墓には中・後期の土器が、第3号方形周溝墓では後期の土器がみられる。ただし、遺構確認面の攪乱が顕著で、耕作による削平もあることから、遺構構築時の形態は不明というべきである。環濠集落との位置関係から、環濠存続期の集落と合致する段階に構築されたと見るのが状況的にも合うと思われる。

環濠埋没後の集落

環濠がほぼ埋没した下戸塚式新期では、数軒の住居跡が営まれる状態となっており、新・新期をもって午王山遺跡における集落の営みは終焉を迎える。この段階では、白子川流域の和光市吹上遺跡、柳瀬川流域の富士見市南通遺跡、荒川低地を隔てた大宮台地西端部でもさいたま市中里前原遺跡などの集落造営が開始される。いずれも環濠集落であり、長期存続する。拠点集落としての午王山遺跡は、その役割を終えるのである。

その他の課題

午王山遺跡にはこれまでの発掘調査では明らかとなっていない点が残っている。住民の生活に必要な飲用水の確保や水田・畠など耕地がどこにあったのか。また農耕以外の食料獲得手段(堅果類採集・狩猟)の場である斜面林を始めとする生態環境はどのようなものであったのか。そして低地帯における淡水漁労の場や水上交通を裏付ける運河(溝状遺構)や船着場がどこにあったのかなど、現時点では明らかではないことは多い。今後も継続した調査研究によって、午王山遺跡の実態を明らかにしていく必要がある。

第3章 史跡の本質的価値

第1節 午王山遺跡の本質的価値

午王山遺跡は弥生時代後期の関東地方を代表する集落遺跡である。午王山遺跡の特徴は、『午王山遺跡総括報告書』によって次の6点が示されている。

- ① 荒川(旧入間川)低地に臨む独立丘に立地する、主に弥生時代後期の集落遺跡であり、中央平坦部の居住域と東縁辺部の墓域からなる集落の全容が把握できる。
- ② 弥生時代中期後半から後期後半までの集落で、後期中葉前後に位置付けられる環濠を持つことから、集落の変遷と環濠の関係がつかめる。
- ③ 集落を囲むように3条の溝が設けられており、関東地方では類例の少ない多重環濠を持つ集落である可能性が高い。
- ④ 弥生時代後期の土器には、南関東系の久ヶ原式、長野系の岩鼻式、東海東部系の菊川式の3系統がみられ、遠隔地との交流や往来が確認できる。
- ⑤ 竪穴住居跡の平面形態、柱穴、炉の特徴、銅鐸形土製品や銅釧の出土など、遺構や土器以外の遺物からも遠隔地との交流がつかめる。
- ⑥ 以上のことから、弥生時代後期の関東地方を代表する集落遺跡のひとつであるとともに、荒川流域を中心として関東地方の弥生社会を解明する鍵となり得る遺跡である。また、弥生時代後期における広域にわたる交流と、地域間関係の再編過程が把握できる。

これらの6点の特徴を踏まえ、午王山遺跡の本質的価値を次のとおりまとめる。

◎ 独立丘に営まれた集落

午王山遺跡は武蔵野台地の北縁にあたり、荒川(旧入間川)低地に臨む独立丘に立地する。標高は24mで低地との比高は18mである。

主に弥生時代後期の集落であり、独立丘上の平坦部全面に継続して集落遺跡が営まれていたことが明らかとなっている。弥生時代後期の一時期には丘の上に広がる集落を囲うように二重の環濠が設けられた時期があったことや、その環濠が役割を終えた時期があったことを把握することができるなど、独立丘という地形を利用して集落が継続して展開していたことを把握することができる。

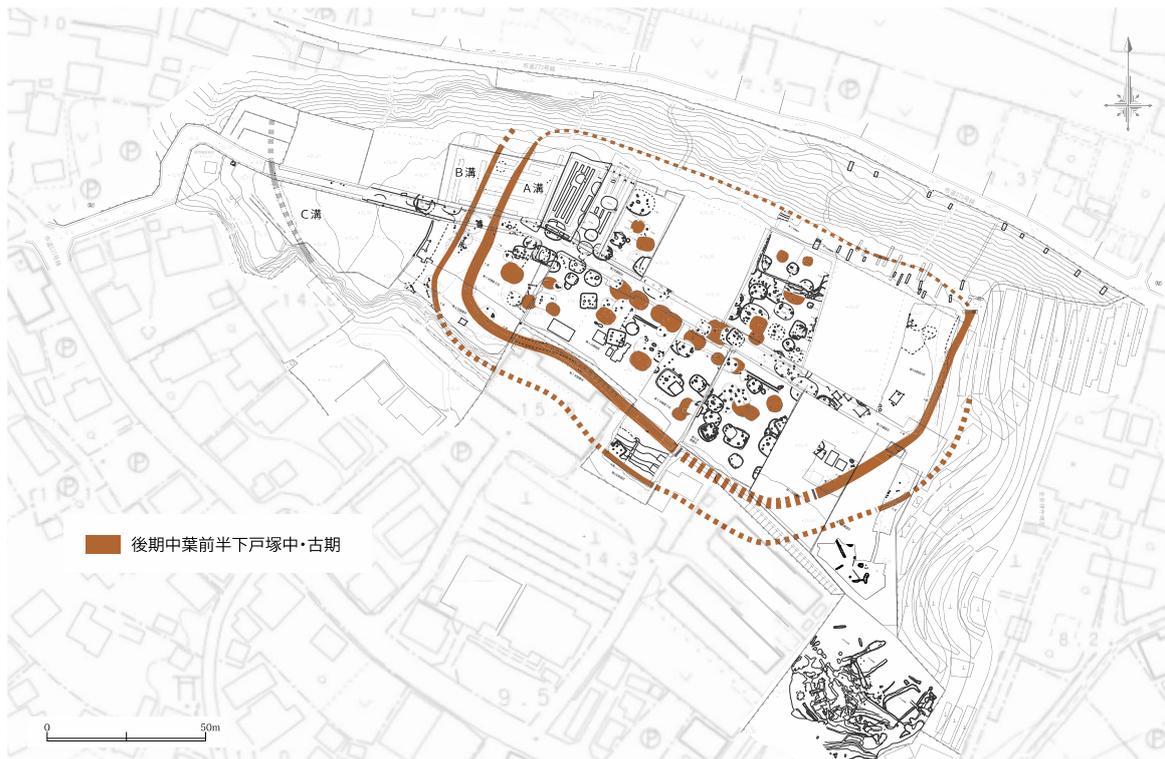
関東都市部にあつて開発の波にさらされながらも、遺跡の立地する独立丘はその姿をよく残しており、集落の立地状況がよくわかる遺跡である。



写真12 午王山遺跡空中写真

◎ 関東では類例の少ない多重環濠集落

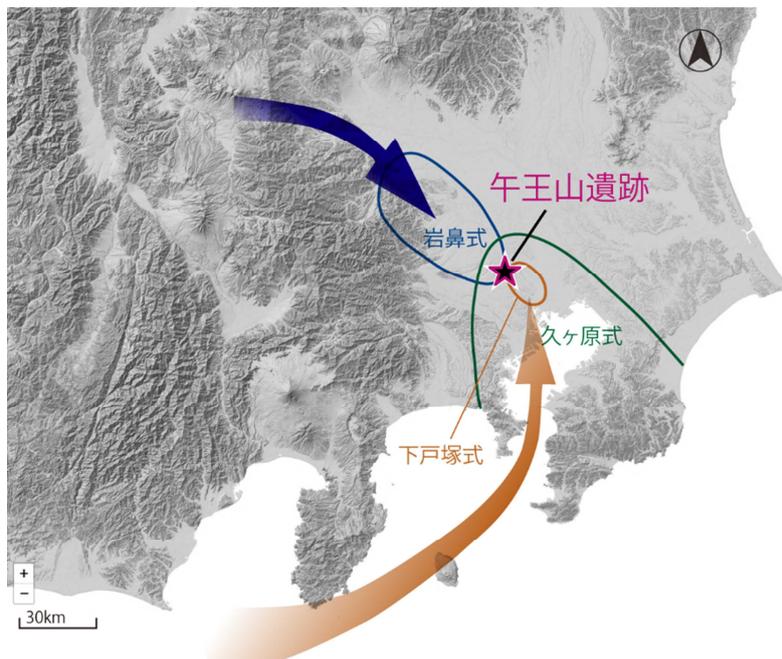
午王山遺跡は集落を囲うように内側と外側にほぼ一定の間隔を保って並行して掘削されている2条の環濠（A溝・B溝）と、西側の尾根筋に外部からの侵入を断ち切るように設けられている条濠（C溝）が確認されており、関東では類例の少ない同時性が確認できる多重環濠集落である。また、環濠は弥生時代後期中葉前半に掘削され、後期中葉後半には埋没していたと考えられており、環濠集落の成立から廃絶までの過程が明らかとなっていることから、環濠と集落の関係がうかがえることも大きな特徴である。



第 25 図 午王山遺跡時期別住居分布図（下戸塚式中・古期）

◎ 遠隔地との交流

午王山遺跡から出土した弥生時代後期の土器には、東京湾岸系の久ヶ原式土器、長野系の岩鼻式土器、東海東部系の下戸塚式土器という異なる系統の特徴を把握することができる(第26図)。午王山遺跡は南関東に広がる東京湾岸系の久ヶ原式土器が分布する地域でありながら、長野地方の北からのルートと東海地方からの南からのルートの結節点に位置していたことが確認でき、遠隔地との交流や往来があったことがわかる。



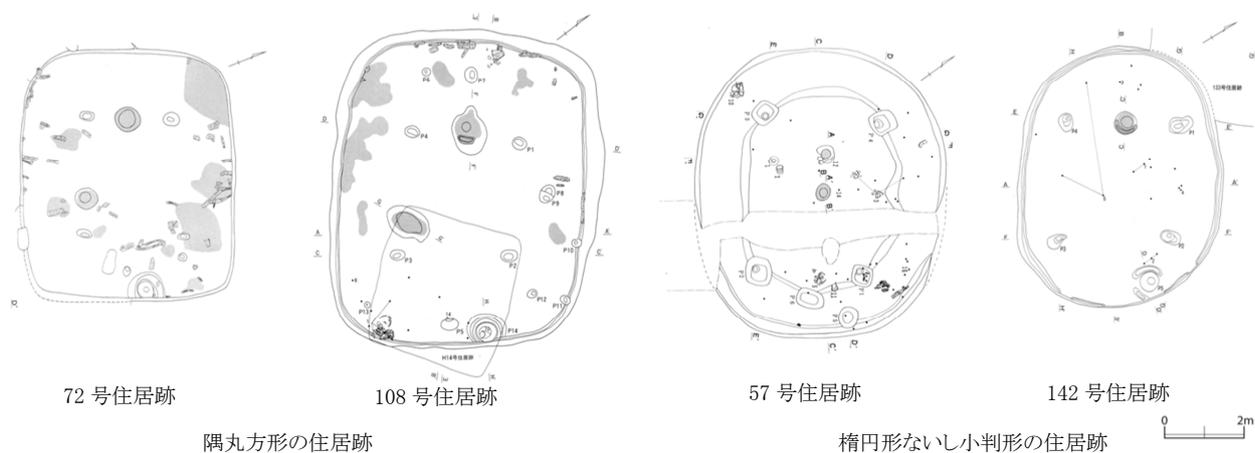
第26図 午王山遺跡と土器分布域概念図

また、土器だけではなく、竪穴住居跡の平面形態・柱穴・炉など遺構の特徴や、銅鐸形土製品や銅釧などの遺物の特徴からも遠隔地との交流がつかめる。特に銅鐸形土製品は3点出土しており、いずれも東海地方西部の三遠式銅鐸を模倣していると考えられている。これらのことから、様々な地域との交流や往来があったことがわかる遺跡である。

◎ 竪穴住居跡の平面形態の変遷

竪穴住居跡は弥生時代中期後半から後期の約150棟が検出されている。これらの竪穴住居跡の平面形態は大きく「隅丸方形」と「楕円形又は小判形」2種類の形に分けることができる(第27図)。

岩鼻式土器が出土する住居跡はほとんどが「隅丸方形」であることを特徴とする。それに対し、東海地方東部の系譜を引く下戸塚式土器が出土する住居跡は「楕円形ないし小判形」である。また、炉の形状を見ると、岩鼻式土器の出土する住居跡の炉は複数の地床炉であることが確認できることに対し、下戸塚式土器が出土する住居跡の炉は火皿式炉(写真11)が主体であることなど、文化的な特徴を確認することができる。



第27図 住居平面形態の代表例

このように、住居跡の平面形態から遠隔地の特徴や集落の変遷を追うことができることも午王山遺跡の特徴の一つである。

第2節 構成要素の特定

(1) 史跡を構成する諸要素

史跡午王山遺跡の構成要素を特定し、それらと本質的価値の関係について以下のとおり分類して整理する(第6表)。

①本質的価値を構成する諸要素

午王山遺跡の史跡指定地及び今後保護を要する地域における構成要素について、本質的価値を有する要素を整理した。

②本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

史跡指定地及び今後保護を要する地域における構成要素について、本質的価値を取り巻く環境を形成している要素を整理した。

③史跡指定範囲外及び周辺地域を構成する諸要素

史跡指定範囲外及び周辺地域を構成する要素について整理した。

午王山遺跡保存活用計画(案)

第6表 史跡の構成要素一覧

分類		内容		構成要素		
史跡指定地内	今後保護を要する範囲	本質的価値を構成する諸要素	立地環境	○独立丘上の立地	○立地 ・荒川（旧入間川）低地に望む独立丘 ・良好な景観	
			弥生時代の集落	○独立丘上に営まれた集落 ○関東では類例の少ない多重環濠集落 ○遠隔地との交流 ○竪穴住居跡の平面形態の変遷	遺構	○独立丘上に営まれた集落 ・独立丘上の集落、住居跡 ○環濠集落 ・多重環濠 ・条濠 ・環濠に囲まれた集落、住居跡 ○墓域 ・環濠によって隔てられた方形周溝墓群
					出土遺物	○土器 ・宮ノ台式土器 ・久ヶ原式土器（南関東系） ・岩鼻式土器（長野系） ・下戸塚式土器（東海東部系） ○土製品 ・銅鐸形土製品 他 ○銅製品 ・銅釧
			本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡の歴史的環境を補完する要素	古代の集落	遺構
	遺物	○土器 ・土師器 ・須恵器				
	周辺史跡指定範囲外及び素	史跡の歴史的環境を補完する要素	保存・活用のために必要な施設・設備	○周知・啓発を担う施設・設備 ○保存に必要な設備	遺構	○史跡説明板 ○境界標 ○囲い（柵）
					遺物	○史跡説明板 ○境界標 ○囲い（柵）
			環境を構成する要素	○自然環境	○地質学的露頭 ○樹林帯	
			その他の要素	○建築物、耕作地、道路、地下埋設物等	○建築物 ・住宅、神社 ○耕作地 ・畑 ○道路 ○地下埋設物 ・電柱、下水道 ○生活施設 ・ごみ置き場	
	史跡の歴史的環境を補完する要素	中世の墓域・板碑群出土地	○中世の火葬墓跡 ○中世の板碑	遺構	○墓域 ・火葬跡	
遺物				○土器 ・かわらけ ○石造物 ・板碑、宝篋印塔		
周辺の寺社・文化財		○寺社 ○文化財・歴史的資料	○寺社 ○指定文化財、吹上貝塚、長屋門等			
史跡の自然環境を補完する要素	環境を構成する要素	○自然環境 ○景観	○自然環境・景観 ・豊かな自然 ・河川と湧水			

(2) 史跡を構成する諸要素の概要

①本質的価値を構成する諸要素の概要

		構成要素の概要
立地環境	○独立丘上の立地 荒川低地を望む独立丘 良好な景観	 午王山遺跡周辺の景観
	○弥生時代後期に継続して営まれた集落 独立丘上の平坦部全面に継続して展開されていた集落 環濠集落の成立から廃絶を追うことができる	 
	○関東では類例の少ない多重環濠集落 同時性が確認できる多重環濠	
	【遺構】 集落を囲む2条の環濠と条濠 環濠に囲まれた集落、住居跡 環濠によって隔てられた方形周溝墓	午王山遺跡
○遠隔地との交流 【遺物】 南関東系(久ヶ原式)、長野系(岩鼻式)、東海東部系(下戸塚式)の3系統の土器 銅鐸形土製品、銅製品 等	 午王山遺跡出土遺物	
○竪穴住居跡の平面形態の変遷 【遺構】 住居跡(岩鼻式:隅丸方形) 住居跡(下戸塚式:楕円形ないし小判形)	 第6次調査全景 弥生時代の住居跡	

②本質的価値を構成する要素以外の諸要素

		構成要素の概要
古代の集落跡	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の歴史的環境を補完する要素 弥生時代以外の歴史的環境を補完する集落 【遺構】 古代（古墳時代、奈良・平安時代）の住居跡 【遺物】 土師器、須恵器 	 <p>古代の住居跡</p>
保存・活用のために必要な施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ○周知・啓発を担う施設・設備 史跡説明板 ○保存に必要な設備 境界杭（柵） 	 <p>説明板</p>
環境を構成する要素	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境 地質学的露頭 広葉樹林帯 	 <p>斜面地の自然</p>
その他の要素	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物、耕作地、道路、地下埋設物等 【建築物】 住宅、神社 【耕作地】 畑 【道路】 市道 【地下埋設物】 電柱、上下水道管 【生活施設】 ごみ置き場 	 <p>住宅・畑など</p>

③史跡指定範囲外及び周辺地域を構成する要素

		構成要素の概要
<p>史跡の歴史的環境を補完する要素</p>	<p>○中世の墓域、板碑群出土地</p> <p>【遺構】 火葬墓</p> <p>【遺物】 板碑、かわらけ等</p> <p>○周辺の寺社・文化財</p> <p>【寺社】 金泉寺、満願寺他</p> <p>【文化財・歴史的資料】 吹上貝塚、長屋門等</p>	 <p>午王山遺跡第1次調査出土板碑群</p>  <p>吹上貝塚</p>
<p>素 史跡の自然環境を補完する要素</p>	<p>○自然環境、景観</p> <p>豊かな自然 河川と湧水</p>	 <p>午王山遺跡の北側を流れる 荒川・新河岸川</p>

第4章 午王山遺跡の現状と課題

第1節 保存（保存管理）

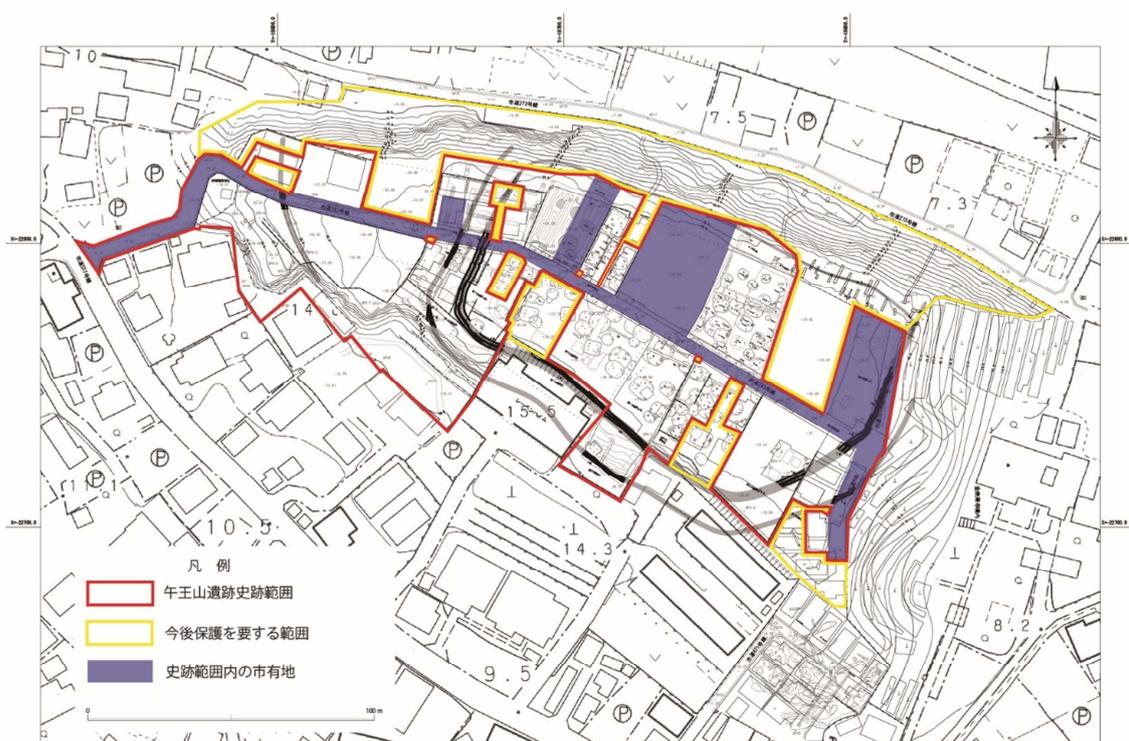
（1）現状

午王山遺跡は独立丘上の全面に弥生時代後期の集落が展開していたことが本質的価値の一つである。午王山遺跡の本来保護を要する範囲は約26,000㎡であり、令和3年度現在で所有者の同意を得た上で史跡として指定された面積は15,765.60㎡である。そのうち市において公有地化した土地については、4,255.7㎡となっている（第28図・令和3年3月末日現在）。

史跡指定地内は市が史跡の保存管理団体の指定を受けており、史跡地内の現状の保存、遺構・遺物の保護に当たっている。史跡指定地内の土地利用の状況は、史跡地を東西に縦断する市道と公有化された史跡地、そして住宅地や耕作地などの私有地である。また、今後保護を有する範囲の土地利用状況は私有の住宅地や耕作地が多い。

史跡の立地する独立丘の北側斜面は「土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）」と「午王山特別緑地保全地区（都市緑地法）」に指定される。南側斜面については、「土砂災害特別警戒区域」には指定されていないものの、旧地形を掘削した崖面となっている。

また、市教育委員会は遺跡の適切な保護を行うため、午王山遺跡自体に関して継続した調査・研究を行っている。



第28図 公有地化状況図（令和3年3月末日現在）

(2) 課題

①史跡の保護と保存方針の明確化

午王山遺跡は独立丘上の全面に弥生時代集落が営まれており、地下遺構とともに丘全体の保存と良好な景観の保護が必要である。そのためには、今後保護を要する未指定地について所有者の同意を得た上で追加指定の措置を執る必要がある。また、史跡の保護を目的とした公有地化については、地権者の理解を得ながら長期的な視野に立って取り組む必要がある。また、市は公有地化した土地や出土遺物などを適切に維持・保存していく必要がある。

②斜面の安全対策等

独立丘の北側斜面は「午王山特別緑地保全地区」に指定されている一方で、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている。そのため、史跡の崩壊を避けるために、斜面の土砂災害対策等の措置を関係部局・関係機関と連携して取り組む必要がある。また、南側斜面についても崖面となっており、盛土等を検討する必要がある。

③地元住民との共存

午王山遺跡には多くの居住者、営農者がいる。居住者、営農者をはじめとした地元住民の生活に十分に配慮し、史跡の保護・活用・整備について理解を得ながら共存していく必要がある。

④調査・研究

午王山遺跡の本質的価値を後世に伝えていくためには、継続した調査研究が不可欠である。また、調査研究の成果は積極的に発信し、史跡の保護に理解を得ていく必要がある。しかし、現状では専門職員の人数が十分ではなく、調査・研究体制には課題が残る。

第2節 活用

(1) 現状

午王山遺跡は現状では未整備であるが、未整備の現在でも現地見学に訪れる方がいるため、史跡の理解を補助するために説明板を設置している。

現状で行っている午王山遺跡活用した事業としては、生涯学習事業として市民大学講座、子ども大学、図書館講座等において午王山遺跡を知ってもらうための講座や現地フィールドワークなどがある。

学校教育では、学校からの求めに応じて、遺跡の現地見学会などを通じて子どもたちに午王山遺跡を理解してもらうための講座を行っている。しかし、午王山遺跡から遠い学校の児童・生徒は現地に



写真 13 小学校の午王山見学

訪れることが難しい。また、教員に午王山遺跡を周知する機会は現状ではなく、また副読本に午王山遺跡の記載がないことなどから、学校教育において午王山遺跡が十分に活用されているとは言えない。

午王山遺跡出土遺物については、和光市には常設展示施設がないため、文化財保存庫に保管はしているが十分な活用ができていないといえる。

市内外への情報発信や周辺文化財との連携については、和光市デジタルミュージアムでの午王山遺跡の紹介を行っているほか、「ふるさとガイドマップ」や、午王山遺跡を紹介するパンフレットの作成を行なっている。



写真 14 午王山遺跡の案内リーフレット



写真 15 埼玉県指定文化財の弥生土器（一部）

（2）課題

①生涯学習の場での活用

史跡がより理解されるように、市民の求めに応じる出前講座や現地説明会、シンポジウムや講演会等のソフト事業は、より充実した内容として継続していくことが必要である。

②学校教育での活用

市内の子どもたちが地元の史跡をより理解することができるようにするため、出前授業等を充実する必要がある。また、午王山遺跡を理解するための教材の検討していく必要がある。

③出土遺物の活用

常設展示施設がないため、出土遺物の活用が十分ではない。そのため、ガイダンス施設等がない現状では企画展やミニ展示の開催など、出土遺物を展示する機会を検討する必要がある。

④情報発信の充実や周辺文化財との連携

未整備の現状では、午王山遺跡の現地を訪れた方への情報提供が十分とは言えない。そのため、史跡に関する情報発信の充実が必要である。

また、午王山遺跡を訪れる人が市内の他の文化財や歴史資料などに関連して理解することができるよう、周辺文化財等との連携を視野に入れる必要がある。

第3節 整備

(1) 現状

現状では市の公有地面積は十分ではないため、整備に関する基本計画は策定されておらず、史跡公園としての整備をするに至っていない。これまでに行った試みとして、地中に埋まっている遺構を理解できるようにするため、公有地の一部に簡易的な杭により竪穴住居の遺構表示を行っているが、十分とは言えない。

午王山遺跡は史跡として理解するためのガイダンス施設・常設展示施設がなく、付近にはトイレや休憩所といった便益施設もない。また、付近には民営のバス停はあるものの、駐車場や駐輪場が付近にないため史跡への交通アクセスは十分ではない。さらに、午王山遺跡の立地する丘は急斜面であり、足の不自由な方などが丘上に上ることは難しい。



写真 16 遺跡の市有地に設置された説明板

(2) 課題

①本質的価値の顕在化と段階的な整備

整備に当たっては午王山遺跡の本質的価値を顕在化する必要がある。しかし、現状では民有地が多く、公有地化は長期に及ぶ。そのため、全てを公有地化してから整備を行うのではなく、公有地化の状況に合わせた段階的な整備が必要である。

②情報提供の場の整備

午王山遺跡を理解するためには、出土遺物等の情報を整理して公開する必要がある。しかし、和光市には常設展示施設がなく、県指定文化財に指定された出土遺物を含め、多くの資

料を公開することができていない。そのため、史跡整備に当たっては、ガイダンス施設など午王山遺跡の情報を提供する場を整備する必要がある。

③わかりやすい整備

午王山遺跡の特徴である弥生時代の集落としての姿を理解できるようにするため、遺構の明示や復元などが必要である。また、子どもたちが理解できるようにするため、弥生時代の暮らしを体験できるような工夫等が必要である。

④住民と景観への配慮

午王山遺跡には住宅や耕作地があり、整備に当たっては居住者や耕作者等への配慮が必要である。また、午王山遺跡の良好な景観を保全するため、景観に配慮した史跡整備が必要である。

⑤便益施設の整備とアクセス手段への配慮

史跡付近にはトイレや休憩所、駐車場などの便益施設がない。そのため、様々な見学者等に配慮した便益施設、それに伴う設備の設置など、見学環境を整備する必要がある。なお、午王山遺跡は丘上全体に集落が展開していることから、便益施設の設置場所は検討を要する。

また、午王山遺跡は和光市駅から離れているため、自動車や自転車、徒歩等でも訪れやすいように案内標識の整備やレンタルサイクルの活用など、交通アクセスの手段を検討する必要がある。

第4節 運営・体制の整備

(1) 現状

国史跡午王山遺跡は、和光市が文化庁から管理団体としての指定を受け、市教育委員会生涯学習課が維持管理・整備を担当している。しかし、現状において生涯学習課には専門職員をはじめとした職員配置が十分ではない。

午王山遺跡における諸課題については、生涯学習課単独で解決することは困難である。そのため、文化庁・埼玉県による指導・助言に加え、必要に応じて市役所内の関係部署と連携を取りながら対応している。

史跡地内の午王山特別緑地保全地区の管理については、地域の方々の協力を得ながら管理にあたっており、中でも「新倉午王山の会」の方々や付近の和光高等学校にご協力いただいている。

(2) 課題

①組織体制の充実

午王山遺跡保存活用計画(案)

午王山遺跡の維持管理や活用、そして将来的な史跡整備を行うためには、専門職員の増員や組織体制の充実が必要である。

②関係者・関係機関等との連携

午王山遺跡を適切に維持管理し、様々な課題に対応するためには、文化庁や埼玉県、関係諸機関と連携していく必要がある。

③地域住民・市民との協働

史跡の適切な維持管理や活用のためには、地域住民をはじめとした市民の理解と力が不可欠である。市民やボランティア、NPO 団体等と市が連携・協働し、午王山遺跡を一緒に支えていくことができる体制づくりが必要である。

第5章 午王山遺跡の保存活用に関する基本方針

第1節 方向性

史跡午王山遺跡は国民共有の財産であることを前提に、史跡の本質的価値を適切に保存・管理し、未来に向けて確実に継承していく必要がある。

また、史跡としての活用を図るとともに、史跡の本質的価値を顕在化させ、地域の核となるような整備を目指す必要がある。

さらに、保存・活用・整備の諸課題に対応するため運営・体制の整備充実を図る必要がある。

これらのことを踏まえて、午王山遺跡の保存活用にかかる基本方針は以下のとおりとする。

第2節 基本方針

<保存>

- 午王山遺跡が立地する独立丘やそれを取り巻く自然環境、歴史環境を一体的に保全する。
- 保護を必要とする範囲については、土地所有者の理解を得ながら追加指定を進める。
- 史跡指定地については、長期的な視野を持って土地所有者の理解を得ながら公有地化を進める。
- 住民の理解を得ながら共存していく。
- 継続した調査・研究を行い、成果を積極的に発信していく。

<活用>

- 生涯学習や学校教育の場で午王山遺跡の価値を伝えていく。
- 出土遺物の活用を検討するため、企画展等による展示の機会を設ける
- 市内・外に午王山遺跡を含めた市内の文化財の価値と魅力を情報発信する。

<整備>

- 史跡の本質的価値を顕在化させる整備を行い、地域の核・市民の憩いの場として利用される史跡公園化を目指す。
- 午王山遺跡の理解を深めるためのガイダンス施設を設置するなど、様々な学習活動が展開できる場としての整備を行う。
- 整備は段階的に行うものとし、住民生活や景観に配慮する。
- 市内外から来訪者が訪れることができるよう、見学環境を整備する。

<運営・体制>

午王山遺跡保存活用計画(案)

- 午王山遺跡の維持管理・史跡整備に対応できるよう組織体制の充実を図る。
- 文化庁や埼玉県、関係諸機関と連携して適切な保存・活用・整備に取り組む。
- 地域住民、市民、ボランティアやNPO 団体と連携・協働して午王山遺跡を支えていくことができる体制の構築を目指す。

第6章 史跡の保存（保存管理）

第1節 保存の方向性

史跡午王山遺跡の本質的価値を確実に保存するために、弥生時代の集落が立地する独立丘全体の保存を目指すものとし、遺跡の保存に関して地区区分を行うことで適切な維持管理・保存方法を示す。また、地区区分別に史跡に影響を及ぼす現状変更等の具体的な取扱基準を定めるとともに、史跡の周辺も含めて史跡に配慮した景観形成を図って行く。

土地所有者や権利関係者の理解を得ながら、史跡の追加指定と公有地化を長期的な視野を持って進める。

さらに、史跡の継続した調査・研究を行い、その成果を発信することで史跡の保護に関する理解を得られるように努める。

第2節 保存管理の方法

(1) 史跡指定地の地区区分（第29図）と取扱方針

史跡指定地（A区）、指定地外にあって今後保護を要する地区（B区）、周知の埋蔵文化財包蔵地地区（C区）、景観の保存が望ましい地区（D区）に区分し、それぞれの地区ごとの取扱方針を示す。



第29図 地区区分図

(※史跡の追加指定の状況等により区域は変動する)

午王山遺跡保存活用計画(案)

①A区取扱方針及び取扱基準(第7表・第11表・第12表)

A区は文化財保護法に基づき史跡指定された地区であり、土地所有者の理解と協力のもとに史跡として適切に維持・管理される必要がある。そのため、A区内は原則として史跡の保存・活用・整備を目的とするもの以外は現状変更を認めないものとし、やむを得ず「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第125条に基づき、文化庁長官などの許可が必要となる。なお、住宅地・事業所の敷地内において行う遺構に影響を与える恐れのない日常生活に必要で軽微な行為(日常的な維持管理)や、現在営農している畑等の耕作で現在の状況を継続する場合(ゴボウなどの深耕する農作物栽培、土壌改良を目的とした天地返しなど遺構に影響を与えるものを除く)は、現状変更等に当たらない行為である。

市はA区内の適切な保存管理を行うとともに、私有地については土地所有者の理解を得ながら公有地化を推進するものとする。

第7表 A区取扱方針

項目		取扱方針
史跡整備		<ul style="list-style-type: none"> 史跡整備は、史跡の本質的価値を損なわないよう進める。 整備後に関しては、史跡の保存・活用に必要な維持の範囲で現状変更を認める。 史跡範囲の拡大による再整備については、史跡の価値を高め、その本質的価値を損なわないこととする。
土地の改変		<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの以外は原則として認めない。
建築物	住宅、物置など	<ul style="list-style-type: none"> 新築は原則として認めない。 ただし、史跡の保存・管理、整備・活用に関わるもので、小規模な建築物は、地下遺構に影響がなく、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合はこの限りではない。 既設建築物がある敷地内で、新たに地下遺構に影響を与えない範囲で、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない増・改築は認める。 補修は、維持管理(日常的な管理、簡易的な補修等)上必要な場合で、史跡に影響のない範囲のものに限り認める。 建築物の除却に当たっては、遺構への影響が最小限にとどまるよう留意して行う。
工作物	電柱、道路標識、ガードレール、側溝、柵、門、塀、説	<ul style="list-style-type: none"> 新規工作物の設置は、原則として認めない。 ただし、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの及び居住者の日常生活に必要なもので、小規模かつ遺構に影響のないものはこの限りではない。 改修は、維持管理上必要な場合で、史跡に影響の少ない軽微なものに限り認める。

午王山遺跡保存活用計画(案)

	明板、遺構等展示物など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の除却に当たっては、遺構への影響が最小限にとどまるよう留意して行う。
道路	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設は原則として認めない。 <p>ただし、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わる維持管理上必要な道路の新設、移設、拡幅と、既設道路の修繕、補修は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮した場合に限り認める。</p>
埋設設備	電気、給水、雨水、排水、汚水など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新設は原則として認めない。 <p>ただし、史跡の保存・管理・整備・活用、防災に関わるもの及び維持管理上必要なものはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺構への影響がある改修は原則として認めない。 <p>ただし、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの及び居住者の日常生活に必要なもので、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮した場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡整備に伴う移設・除却は、遺構への影響が最低限となる範囲で検討する。
樹木	高木、中低木、地被など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の植栽、補植は、遺跡の価値を保全または高めるもので、当時の自然環境に則したもの及び維持管理上必要なもの以外は原則として認めない。 <p>ただし、住宅地・事業所の敷地内において、地下遺構に影響を与える恐れのない草花の植栽はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 根の伸張により遺構への影響を与える恐れがある樹木は伐採・伐根を認める。 ・ 樹木の移植は、遺構へ影響を与える恐れがあるものは認めない。 ・ 整備に際しては、本質的価値を有しないものに関しては除却を検討する。

②B区取扱方針（第8表）

B区は、今後将来にわたって保護を要する区域である。土地所有者等からの理解を得ながら、引き続き史跡の追加指定に理解を得て、公有地化を目指すものである。

開発等の行為に対しては、史跡に準じた取扱いとし、積極的に保存を図るものである。

第8表 B区取扱方針

項目	取扱方針
宅地、耕作地、急傾斜地など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者と調整をはかりながら史跡指定を目指し、事案に応じて公有地化をはかる。 ・ 独立丘北側の急傾斜地については、土地区画整理事業との調整をはかり、斜面地の防災措置をはかった上で、追加指定を目指す。

午王山遺跡保存活用計画(案)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為や宅地の改修、地下に影響を大きく与える行為等、土木工事が計画された場合は、文化財保護法第93条・94条による通知及び届出により遺構に対する影響について確認し、協議を行う。その上で、必要に応じて試掘・確認調査を行い、遺構の状況と計画による影響の度合いを確認し、遺構に影響のある場合は、所有者に計画の変更等保存に対する協力を求める。その際、追加指定、公有地化についても協議を行う。 ・ 原則として遺構の確認のための発掘調査を実施するほか、遺跡の内容究明のための発掘調査についても必要に応じて実施する。 ・ 史跡の本質的な価値を損なわない景観の保持に関する協力を求める。
--	--

③C区取扱方針（第9表）

C区は、史跡が立地する独立丘を囲む周辺地であり、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する。地区内には史跡と関連した遺構や遺物が存在する可能性があり、調査等で遺構や遺物が発見された場合は、その取扱は史跡との関連性を踏まえて検討する必要がある。

第9表 C区取扱方針

項目	取扱方針
宅地、寺院墓地、道路、崖線など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地に当たるため、開発行為等の土木工事については、文化財保護法93条・94条の届出・通知が必要となる。また、調査の結果史跡に関連する遺構等が発見された場合は、その保存について協議を行う。 ・ 史跡の本質的な価値を損なわないよう景観の保全に協力を求める。

④D区取扱方針（第10表）

D区は、屋外広告物等の規制により景観保全が望ましい区域であり、その範囲は午王山遺跡が立地する独立丘の裾から概ね100mの周囲とする。午王山遺跡の周辺は、北側の市街化調整区域を除くと宅地化が進んでいる。しかし、独立丘からの眺望が良く、また低地側からは独立丘の姿が確認できるという立地は午王山遺跡の特徴の一つであり、今後もこの景観の保全を図ることが望ましい。また、宅地化されている地域についても、屋外広告物や高層建物などで史跡の視認性を妨げることは望ましくないため、史跡と調和した景観が維持できるよう関係者・機関に理解と協力を求める。

午王山遺跡保存活用計画(案)

第10表 D区取扱方針

項目	取扱方針
宅地、耕作地など	<ul style="list-style-type: none"> ・午王山からの眺望や独立丘の景観を保つため、開発に際しては建物の高さ等への配慮を求める。 ・史跡の本質的価値が損なわれないよう、屋外広告物の規制など、遺跡周辺の景観への配慮を求める。

第11表 A区現状変更許可申請区分と内容

許可申請区分と関連法		行為の内容		想定される行為の例
文化庁長官	文化財保護法第125条	下記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の日から50年を経過している建築物等の増・改築及び除却 ・既存の建築物の同範囲内で、新たに史跡に影響を及ぼさない建築物の増・改築 ・必要最小限度を超えて土地の形状変更を伴う行為 ・現状の景観に大きな影響を及ぼす行為 ・史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為 ・発掘調査(遺跡の保存・史跡整備のための発掘調査) ・その他、文化財保護法第125条ただし書及び文化財保護法施行令第5条4項に規定するものを除く現状変更又は保存に影響を及ぼす行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の増・改築 ・切土、盛土などを伴う土地改変 ・史跡整備のための植樹 ・遺跡の保存目的の発掘調査 ・史跡整備に伴う工作物の設置
和光市教育委員会	文化財保護法施行令第5条第4項	軽微な現状変更	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増・改築 ・工作物(建築物を除く)の設置もしくは改修(設置の日から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの) ・道路の舗装若しくは修繕(土地の形状変更を伴わないもの) ・史跡管理に必要な施設(文化財保護法第115条第1項に規定する史跡の管理に必要な標識、 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設プレハブ等の設置 ・既存フェンスの改修 ・既存道路の舗装や修繕 ・史跡の標識、説明板、境界標、

午王山遺跡保存活用計画(案)

			<p>説明板、境界標、囲いその他の施設)の設置・改修</p> <ul style="list-style-type: none"> 電柱、電線、ガス管、水管・下水道管その他これらに類する工作物の設置または改修(土地の形状変更が最小限度のやむを得ない程度を超えないもの) 木竹の伐採 建築物等(設置から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの)の除却 	<p>囲いその他施設の設置、改修</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設のガス管、水道管の差し替え 景観に大きく影響を与えない範囲での樹木等の伐採(抜根等土地の改変を伴わないもの) 住宅の除却
申請不要	文化財保護法第125条 ただし書き	維持の措置 (特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 史跡がき損している場合の復旧、その拡大を防ぐ応急措置、復旧が困難な場合の除去等 <ul style="list-style-type: none"> 史跡がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその原状に復するとき。 史跡がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 史跡がき損し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の損壊箇所への盛土による保護や土のうの設置など
		非常災害のために必要な応急措置	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害時、もしくはその発生が予想される場合に緊急的に取られる応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩れの土砂の除去 倒壊した工作物の除去 倒木等の伐採・除去 地下埋設管の緊急的措置

午王山遺跡保存活用計画(案)

	<p>現状変更等に当たらない管理行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な維持管理の行為 ・ 既存建築物・工作物の日常的な維持管理・補修（土地の改変を伴わないもの） ・ 現在営農している畑等の耕作（ゴボウなどの深耕する農作物の栽培、土壌改良を目的とした天地返しなど遺構に影響を与えるものを除く） ・ 樹木の維持管理（土地の改変を伴わないもの） ・ 所有地の維持管理（土地の改変を伴わないもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内板の色塗り等の補修 ・ 簡易な案内板の設置 ・ 外壁の塗替え、屋根の塗装等 ・ 資材等の仮置き ・ 畑の耕作 ・ 日常的な枝の剪定・除去 ・ 除草、防草、簡易な草花の植栽など
--	------------------------	---	---

午王山遺跡保存活用計画(案)

第12表 A区(史跡指定地)における現状変更の取扱基準及び許可区分

項目	取扱基準内容	備考	許可権者	
建築物	新築	原則として現状変更を認めない。 ただし、史跡の保存・管理、整備・活用に関わるもので、小規模な建築物は、地下遺構に影響がなく、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合に限り認める。		文化庁
	増築・改築	既設建築物がある敷地内で、新たに地下遺構に影響を与えない範囲で、史跡としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない増・改築は認める。	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
			設置期間が2年を超えない小規模なもの	市
	維持管理	日常的な管理、簡易的な補修(外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕、内装および屋内諸設備の補修及び修繕)は許可を要しない。		
	除却	遺構への影響を最小限度にとどめる形で認める。	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
建築から50年を経過していない小規模なもの			市	
工作物	設置	市の許可区分に合致しないもの	文化庁	
		土地の掘削を伴わないもの	市	
	改修	市の許可区分に合致しないもの	文化庁	
		土地の掘削を伴わないもの 設置の日から50年を経過していないもの	市	
	維持管理	日常的な管理、簡易的な補修(外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕、内装および屋内諸設備の補修及び修繕)は許可を要しない。		
除却	遺構への影響を最小限度にとどめる形で認める。	市の許可区分に合致しないもの	文化庁	

午王山遺跡保存活用計画(案)

			設置の日から 50 年を 経過していないもの	市
植樹・伐採	植樹	新たな植樹は崖線の法面保護や植生復元、史跡整備に必要なものを除いて、原則として認めない。ただし、史跡の価値が維持向上する計画において地下遺構に影響のないよう図ったものに限り認める。		文化庁
	植栽	草花の植栽は、史跡整備に必要なものを除いて、原則として認めない。ただし、史跡の価値が維持向上する計画において地下遺構に影響のないよう図ったものに限り認める。		文化庁
		居住者・事業者が自己敷地内において行う軽微なもの（草花の植栽など）については許可を要しない。		
	伐採	史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮したものに限り認める		市
	抜根・整地	史跡整備に伴う抜根については、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡の価値が維持向上する計画において認める。		文化庁
	日常管理	日常的な手入れ（草刈り、支障枝剪定、枯損木や倒木の処理等）で、土地の改変を伴わないものについては許可を要しない。		
土地改変	地形の改変	遺構復元等の史跡整備や、崖の自然崩壊等危険を除去するための地形変更を除き、地形の大幅な変更は原則認めない。（天地返し・盛土、整地など）		文化庁
	維持の措置	史跡がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の現状に復するとき、または、き損の拡大を防止するための応急処置をとるときは、許可を要しない。		
埋設設備等	設置	原則として新設は認めない。ただし、史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わる地下埋設物（電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物）の設置は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮する場合はこの限りではない。		文化庁

午王山遺跡保存活用計画(案)

	改修	史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの及び居住者の日常生活に必要な地下埋設物（電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物）の改修は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮することで認める。	規格・規模・位置の変更を伴うもの	文化庁
			規格・規模・位置の変更を伴わないもの	市
畑	営農	果樹・植木の植替えおよび広範囲にわたる植替えに伴う現状変更は、地下遺構に影響を与えないことを条件に認める。 現在営農している畑等の耕作（ゴボウなどの深耕する農作物の栽培、土壌改良を目的とした天地返しなど遺構に影響を与えるものを除く）は、現在の状況を継続する限りは、許可を要しない。	地下遺構に影響を与えるもの 果樹・植木の植替え及び広範囲にわたる植替え	文化庁
			現在の状態を維持するもの	
道路	新設・移設・ 拡幅	原則として現状変更を認めない。 ただし、地下遺構への影響が配慮され、史跡の価値が維持向上する場合や防災上やむを得ない場合はこの限りではない。		文化庁
	舗装・修繕	史跡の保存・管理、整備・活用、防災に関わるもの及び居住者の日常生活に必要な維持のための改修などは、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡としての価値の保全に大きく影響を及ぼさない場合は現状変更を認めるものとする。	土地の形状変更を伴うもの	文化庁
			土地の形状変更を伴わないもの	市
維持管理	日常的な管理、簡易的な補修（路面の表層打ち換え・補修、街灯などの清掃・保守点検）や破損・劣化による部分的な取り換えは、許可を要しない。			
史跡整備	建築物の新築	史跡の保存・管理、整備・活用に必要な建築物の設置については、史跡の本質的価値を損なうことなく、遺構に影響のないよう図ったうえで認めるものとする。		文化庁
	工作物の設置	史跡の保存・管理、整備・活用に必要な建築物の設置については、史跡の本質的価値を損なうことなく、遺構に影響のないよう図ったうえで認めるものとする。	市の許可区分に合致しないもの	文化庁
			設置期間が2年を超えない小規模なもの	市
伐採	史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採（伐根を伴わないものに限る。）は、地下遺構への影響が最小限となるよう配慮したうえで、認める。		市	

午王山遺跡保存活用計画(案)

	抜根・整地	史跡整備に伴う抜根については、地下遺構に影響のないよう図ったうえで、史跡の価値が維持向上する計画においてのみ認める。		文化庁
	法 115 条第 1 項及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められた工作物の設置	史跡整備に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設及び標柱・説明板などの設置は、遺構に影響のないよう図ったうえで認める。		市

(2) 追加指定と公有地化の推進

史跡を適切に保存するためには、史跡の追加指定と公有地化を推進していく必要がある。そのため、B区については地権者の理解を得ながら追加指定を目指す。また、A区・B区は地権者の理解を得ながら長期的な視野に立って公有地化を行う。

(3) 史跡としての維持管理と斜面の安全対策

午王山遺跡は独立丘やそれを取り巻く自然環境の一体的な保存が必要である。そのため、除草・防草などの土地の日常的な維持管理を適切に行う。また、県指定文化財を含む午王山遺跡出土遺物は、市が適切に保存・管理を行う。

独立丘という地形的な課題である斜面については、土砂災害特別警戒区域に指定されている北側斜面の安全対策に加えて南側斜面についても盛土等の検討を行う。特に、土砂災害特別警戒区域に指定されている北側斜面については、関連機関・部局と連携して適切な対策を講じる。

(4) 地域住民との共存

史跡内には居住する住民や営農者が多くいることから、史跡についての理解を得ながら共存していくことを目指す。そのため、午王山遺跡に関する情報提供を行うとともに、活用・整備にあたっては居住者等の生活に配慮しながら行う。

(5) 継続した調査・研究

史跡を適切に保存するためには、地元住民や市民の史跡の保護に関する理解が不可欠である。そのため、史跡午王山遺跡に関して調査・研究を継続して行い、その成果を発信することで史跡の保護に関して多くの方々から理解を得られるように努める。

調査・研究は史跡の整備に関する基礎情報し、午王山遺跡の本質的価値を顕在化する観点からも重要である。調査・研究とは新たな発掘調査を行うだけでなく、これまでの出土遺物等の再検討や理化学的な手法をはじめとした様々な視点からの分析、他自治体所蔵資料との比較検討や情報収集を含むものであり、これらを継続して行うものとする。

第7章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

史跡の活用に関する取り組みは、これまでも市民大学等の講座やフィールドワーク、パンフレットの配布等による周知・広報活動等を実施している。

一方で、学校教育の場での活用や出土遺物の活用、そして情報発信ツールの充実等には課題が残る。

午王山遺跡を将来にわたって保護していくには、遺跡の本質的価値や魅力を知り、大切に思う意識の醸成が不可欠である。

そこで、史跡の持つ本質的価値を顕在化し、生涯学習の場・学校教育の場をはじめ、市内はもちろん市外・県外の人にも史跡の価値や魅力を広く伝えていくことを目指し、次節で具体的な活用の方法を示す。

第2節 活用の方法

(1) 生涯学習の場での活用

幅広い世代の方に午王山遺跡を知ってもらうため、これまで行ってきた講座やフィールドワークをより充実させるとともに、市民参加を取り入れながら様々な学習イベント等を企画し、午王山遺跡の魅力を伝える機会をつくる。

さらに、公民館や図書館などの社会教育施設と連携し、午王山遺跡を身近に感じていただけるような講座等を企画する。



写真 15-1 社会教育施設との連携講座
(図書館下新倉分館)

(2) 学校教育の場との連携

小・中学生に遺跡や文化財の価値や魅力を教えることは、次世代に文化財を継承するために重要なことである。そのためには、学校教育と連携し、午王山遺跡について子どもたちが学ぶ機会をつくっていく必要がある。そこで、市の社会科副読本に午王山遺跡に関する情報を掲載するなど、子どもたちが午王山遺跡を学びやすい環境を整える。また、それ以外にも授業で活用しやすい資料作成を行うとともに、教員への研修機会を設けるなど、学校教育で午王山遺跡を活用しやすくする仕組みの構築を検討する。

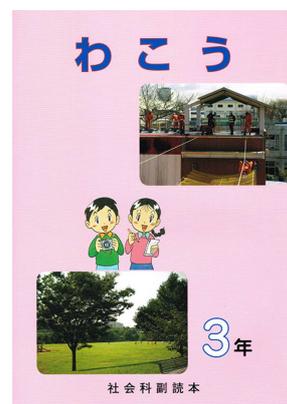


写真 15-2 社会科副読本「わこう」

さらに、遠方の小・中学生が午王山遺跡の現地に訪れることができるようにするため、送迎バスの利活用を含めた検討を行う。

(3) 出土遺物の活用

出土遺物を積極的に活用するため、県指定文化財の出土遺物を含めた資料を公開・展示する企画展等を開催する。また、出前講座等の際に土器を持参するなど、講座等においても実物資料を閲覧する機会をつくり、午王山遺跡の魅力を伝えていく。



写真 15-3 遺物を活用した講座の様子



写真 15-4 出土遺物の展示

(市民文化センターサンアゼリア 展示ホール)

(4) 周辺の文化財と連携した活用と情報発信

午王山遺跡が広く認知されていくことで、来訪者の知的好奇心の対象は午王山遺跡だけではなく、その周辺に点在する社寺建築や文化財や、地域の歴史文化の成り立ちに影響を与えたと考えられる川や湧水などの自然環境にも波及していくことが期待される。こうした展開は、幅広く文化財を守ることにもつながっていく。これらの点を考慮し、周辺環境との共生・連携を図りながら、和光市の歴史文化における知的探究心のシーズをルートマップ上に展開するため、現行の『和光市ふるさとガイドマップ』の更新等を行う。

また、本格的な史跡整備前であっても遺跡を理解することができるようにするため、和光市デジタルミュージアム「れきたま」等により広く情報発信を行う。



写真 15-5

和光市デジタルミュージアム れきたま



写真 15-6

和光市ふるさとガイドマップ

第8章 史跡整備

第1節 整備の方向性

午王山遺跡は史跡公園化等の本格的な整備はこれまで行ってない。そのため、今後は午王山遺跡の本質的価値¹を後世に伝えていくことができるよう、独立丘全体の史跡整備計画を作成し、整備を行う必要がある。

整備は午王山遺跡の本質的価値を顕在化させるものとし、保存を前提としながらも地域の核・市民の憩いの場として利用されるような史跡公園化を目指す。また、午王山遺跡の理解を深めるためのガイダンス機能を持つ施設を設置し、午王山遺跡をはじめとした文化財の情報発信、教育活動、観光やまちづくり²等の拠点となるような整備を行う。

なお、午王山遺跡は民有地が多く、居住者がいることを踏まえ、住民生活や景観に配慮し、整備は段階的に行うものとする。

これらについて、以下のとおり整理する。

(1) 本質的価値を守り、伝える整備

①史跡の保護を前提とした整備

午王山遺跡の本質的価値である弥生時代の遺構や遺物を保存することが重要であり、史跡整備にあたっては、遺構が損なわれないように盛土等の保存対策を施した上で行う。

また、独立丘北側のB区(第6章)は「午王山特別緑地保全地区」に指定されており、都市部において貴重な緑地空間を残している。一方で斜面は急で「土砂災害特別警戒区域」にも指定されている。史跡の崩壊を避けるためにも、土砂対策とそれに併せて樹木の植え替え等を施す。加えて南側斜面についても盛土等の必要性を検討していく。

②独立丘上に立地する弥生時代の集落を体感できる史跡公園化

午王山遺跡は武蔵野台地の縁辺部の独立した丘上に立地しており、丘の平坦面ほぼ全面に弥生時代後期の集落が営まれていた。独立丘は標高24mで低地との比高は18mを測り、北側に広がる沖積地の眺望は極めて良い。丘の上に立って、弥生時代の暮らしや営みに想いを馳せられるような史跡公園として整備を行う。

③地域活動の核となることを目指す整備

午王山遺跡の整備にあたっては、市民が親しみを持ち、憩いの場として身近に感じられることを目指す。地域の方々が午王山遺跡を核にしてつながりを持ち、広い眺望、歴史に想いを馳せる空間・緑豊かな癒しの空間となるようにする。

整備後は午王山遺跡を地域資源として有効に活用し、地域の賑わいの創出を図るための取組みを地域団体や関連機関と連携して進める。

¹「本質的価値」については第3章を参照。

²「まちづくり」は狭義の意味では午王山遺跡周辺で予定されている区画整理事業等を指すが、ここでは「市民とともにより良いまちをつくっていく」という広義の概念を持つ。

④弥生時代の暮らしを体験

子どもたちが弥生時代を身近に感じられるよう、土器作りや火おこし、糸づくりなどの弥生時代の体験学習ができるような場の整備を検討する。

⑤自然環境を保存し活かす

午王山遺跡の北側斜面は、都市部でありながら貴重な自然環境をよく残している。北側斜面に露頭する地層からは独立丘の成り立ちを学習することもできるため、土砂災害対策による盛土等を行う際には、露頭の剥ぎ取り等を行い、ガイダンス施設等での展示を目指す。また、樹林帯については、弥生時代の植生を復元し、生態環境と人々の関わりについても学習できる場とする。

(2) ガイダンス施設の設置

午王山遺跡の理解をより深めるため、遺跡周辺にガイダンス機能を持つ施設を検討する。ガイダンス施設は午王山遺跡を紹介するとともに、県指定文化財の「午王山遺跡出土品」をはじめとした午王山遺跡出土の遺物を保管し展示する機能、そして史跡公園として整備する午王山遺跡の管理機能などが必要である。そのため、必要な面積の確保に努める。また、ガイダンス施設を和光市内の文化財の情報発信や生涯学習の中核施設として位置付け、外からの集客案内施設としても活用することを検討する。加えてバス等の駐車場の確保も併せて検討する。

ガイダンス施設は、和光市の歴史研究を継続的に進める拠点施設として、また市民の歴史学習の場として重要であり、弥生時代の営みを中心に歴史の変遷を学べる場とする。

(3) 住民生活に配慮した段階的な整備

午王山遺跡は、地権者など地元の理解により、独立丘の地形と弥生時代の集落が良好な状態で保存されている。国史跡として、地権者の同意を得られたものから順次追加指定を行なうとともに、公有化を推進する。整備には公有地が一定程度必要であることから、公有地化の状況を踏まえながら段階的な整備を行っていく。

また、午王山遺跡には住宅や耕作地があり、地域住民の生活環境や安全性、利便性などにも当然に配慮しなければならない。そのため、整備にあたっては、地域住民や地権者と共存することができるよう、整備への理解を得ながら進める必要がある。当面公有化した土地については、史跡地としての保護を万全とするため適切に維持管理を行うとともに、説明板や植栽を整えるなどの環境整備を行い、史跡であることを明示し、保護について地域の理解を得ることが必要である。

今後は史跡整備計画を策定し、公有化が一定程度進んだ段階で遺構表示や遺構復元など全体的な史跡公園として整備していく。しかし、整備には長期間を要することが想定されることから、短期的にはARやVRなどのITを導入し史跡の活用を図る。

(4) 見学環境の整備

市内・外をはじめ、県外からの来訪者に対応することができるよう、交通アクセス手段の確保など見学環境の整備が必要である。そのため、史跡の付近に駐車場の確保や休憩施設などの便益施設の設置を検討する。また、午王山遺跡は丘上に展開している遺跡であるため、足の不自由な方でも見学できるよう、障害者駐車場の設置なども検討する。

その他、史跡の案内看板や案内標識の整備なども進めていく。

第2節 整備の方法・内容

第1節で示した整備の方向性を踏まえ、整備方法・内容を以下のとおり整理する。

(1) 史跡の保護を前提とした整備

史跡整備にあたっては、遺構が損なわれないように盛土等の保存対策を施した上で行う。独立丘北側斜面の「土砂災害特別警戒区域」は、土砂崩落等による危険を防ぐため、関係部局・機関と連携して盛土等で対応する。独立丘南側の崖面等についても盛土や擁壁等による対策を検討する。

(2) 史跡公園化

午王山遺跡の本質的価値を踏まえ、弥生時代の暮らしや営みに想いを馳せられるような史跡公園として整備を行う。そのため、午王山遺跡の特徴である多重環濠や竪穴建物の変遷を理解できるように遺構明示や遺構復元を行う。

また、土器づくりや火おこしなど、子どもたちが弥生時代の暮らしを体験学習できるような場を検討するなど、多様な世代が史跡に親しむことができるような工夫を行う。

なお、具体的な内容は史跡整備計画を策定する中で検討する。

(3) 説明板等の設置

遺跡の上に立って午王山遺跡の本質的価値について理解をできるように、説明板を設置する。また、標識や標柱、境界標等も随時整備する。

(4) 遺跡を取り巻く自然環境・景観の保全

「午王山特別緑地保全地区」にも指定されている北側緑地の保全については関係部局と連携し、斜面の土砂災害対策と併せて行う。土砂災害対策後の植栽については古環境調査や植生調査を行い、弥生時代の植生復元を検討し、生態環境と人々の関わりについ

午王山遺跡保存活用計画(案)

でも学習できる場とする。地質学的層位の露頭については、剥ぎ取り等を行い、ガイダンス施設等での展示を目指す。

(5) ガイダンス施設の整備

ガイダンス施設は午王山遺跡の調査成果や出土した遺物を収蔵保管し公開展示するだけでなく、和光市の歴史文化や周辺の弥生時代遺跡を解説し、午王山遺跡の本質的価値の理解を助けるものとする。そのため、おおむね以下の機能を備えることを目指す。

- ① 午王山遺跡の魅力を伝える機能・体験できる機能
- ② 出土遺物・資料の収集・保管・整理・展示機能
- ③ 史跡公園の管理機能
- ④ 継続した調査研究の拠点機能
- ⑤ 講義室・学習室などの機能
- ⑥ 和光市の歴史等を紹介する機能

(6) 便益施設等の整備

地域住民や訪れる方々が快適に集い、憩うことができる空間とするため、東屋等の休憩施設、トイレ、駐車場等の便益施設を整備する。なお、足の不自由な方の移動等にも配慮する。

第3節 実施期間

(1) 長期的イメージ

今後保護を要する範囲の追加指定と公有地化を進め、史跡整備計画を作成した上で整備事業を行う。

第1期整備は、史跡の公有化が一定程度進んだ段階で、部分的供用を目指す(環境整備段階)。その後は史跡指定と公有地化の状況によって第2期整備を行い(保存整備段階)、史跡公園として全面供用を開始することを目指す。

事業工程表(長期的イメージ)

	短期 (令和4年度～8年度)	中期 (令和9年度～13年度)	長期 令和14年度～18年度
保存事業	史跡の維持管理		
	追加指定・指定地公有地化		
	独立丘の保護・自然環境・景観の保護		

午王山遺跡保存活用計画(案)

整備事業	整備基本計画		基本設計・実施設計		第1期整備	
史跡公園 としての 供用					部分供用	

(2) 短期的イメージ

令和4年度からの5か年において、史跡整備のための史跡整備計画として史跡整備基本計画等を作成することを目指し、必要に応じて史跡整備のための発掘調査や古環境調査を実施する。また、条件が整った土地については追加指定、公有地化を進めるとともに、公有化した土地については、万全の管理を行い、併せて周知のための説明板等の設置も適宜行う。

なお、史跡整備計画策定過程においても、小・中学生や市民向けの講座や説明会等を実施し、併せて本保存活用計画についても周知を図る。

事業工程表 (短期的イメージ)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保存事業 整備事業	追加指定・指定地公有地化				
	維持管理・説明板等の整備				
	独立丘の保護・自然環境・景観の保護				
史跡整備に伴 う調査	発掘調査				
	古環境及び植生等調査				
計画・設計				整備基本計画の策定	

第9章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

和光市は史跡午王山遺跡の管理団体として、専門職員の拡充をはかるとともに組織体制を充実するように努めなければならない。また、史跡の管理だけでなく整備活用の面においても、庁内関係部署との連携を十分にはかる。

史跡の適切な保護・活用・整備に当たっては、文化庁や県の指導・助言を得ながら行うとともに、地元の和光市文化財保護委員会をはじめ、有識者に対しても適宜助言を求めることが必要である。また、史跡の広域的な活用のためには近隣市町と協力しながら連携して取り組むことが効果的である。

史跡の保存管理や整備活用には、地域住民、市民、ボランティアやNPO団体などの連携・協働していくことが不可欠であり、様々な主体と一緒に午王山遺跡を支えていくことができるような体制の構築が必要である。

第2節 運営・体制の整備の方法

(1) 管理体制

和光市は史跡の管理団体として史跡全体を適切に保存管理していく必要があり、その実務は教育委員会生涯学習課が担う。午王山遺跡を将来にわたり適切に管理することができるよう、教育委員会内の専門職員の増員や、文化財課の新設を含めた組織体制の充実を検討する。

また、史跡の保存・活用・整備は生涯学習課単独で行うのではなく、都市計画や公園、景観、観光を担当する部局をはじめとした庁内の連携が不可欠である。そのため、庁内において史跡の本質的価値を共有し、情報交換や支援を受けられる連携体制を構築する。

(2) 様々な機関等との連携

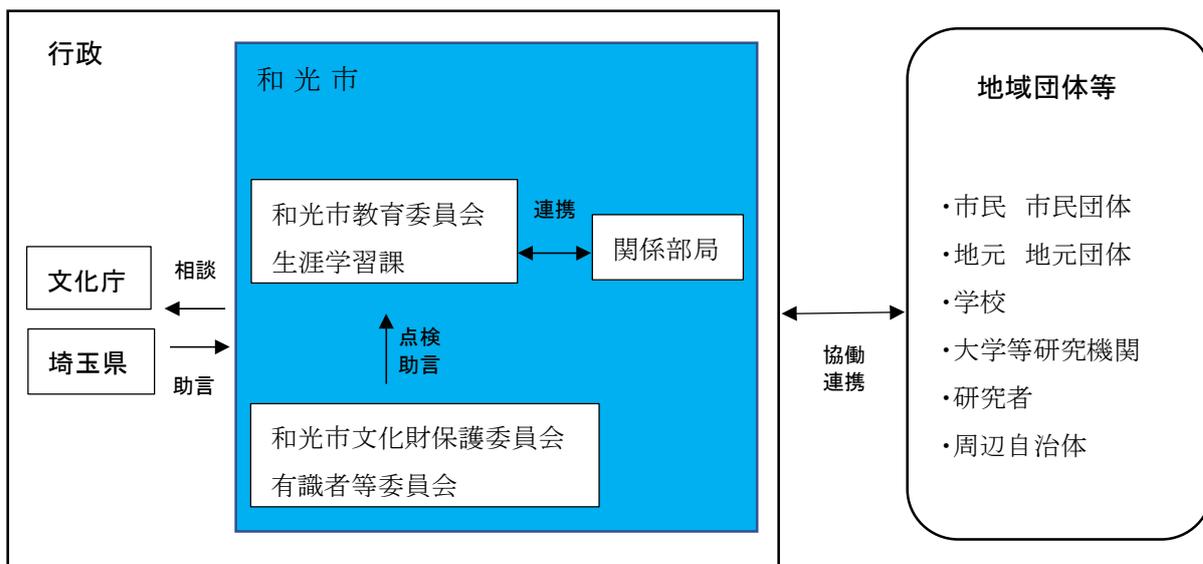
史跡の保存・活用・整備は、文化庁や県の指導・助言を得ながら適切に行う。

また、午王山遺跡の調査・研究や保存活用のため、小・中学校や高等学校、大学等の研究機関、研究者、周辺自治体と連携し、質の高い調査・研究や保存・活用・整備ができるように努める。

事業の推進にあたっては、和光市文化財保護委員会をはじめ、必要に応じて設置する有識者会議等の点検・助言を受けるなど、適宜意見を伺いながら行う。

(3) 市民との連携・協働

史跡の保存・活用には地域住民や市民の理解と協力が必要であるとともに、ボランティアやNPO団体等との連携・協働が必要である。史跡午王山遺跡を様々な主体と一緒に支えていくことができるように、組織づくりや連絡体制の構築など、地域の方々と協働する体制をつくる。



第 30 図 体制イメージ図

第10章 施策の実施計画の策定

第1節 施策の実施計画

第6章、第7章、第8章、第9章において示した保存、活用、整備、運営・体制の整備に関するそれぞれの施策を計画的に取り組むため、本計画策定後から短期・中期・長期に分けて以下のとおり整理する。

(1) 短期的計画（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

【保存・管理】

- 除草や清掃作業など日常的な史跡の管理を行う
- 史跡の本質的な価値を保護するため、土地所有者や関係者の同意を得た上で、史跡の追加指定や公有地化を推進する。
- これまでの調査成果や出土遺物を適切に整理保管し、今後の活用や外部への積極的な貸し出し等に備える。
- 北側斜面の土砂災害特別警戒区域への対策に担当部局と連携してあたる。
- 南側斜面の盛土等について検討する。

【活用】

- これまでの調査成果について講演会・シンポジウムなどを開催して、午王山遺跡の本質的価値に理解を深める機会をつくる。
- 出土遺物を市役所や公民館・図書館等の公共施設で展示するなど積極的な活用を図る。
- 学校教育の場で活用しやすくなる仕組みや教材を検討する。
- 午王山遺跡に関する出前講座等を充実させる。

【整備】

- 史跡整備基本計画等を作成し、史跡公園整備に備える。
- ガイダンス施設の設置に関する検討を行う。
- 古環境調査等を行う。
- 史跡整備事業を開始するまでの間、公有地化した史跡地を活用し、遺跡の理解を助けるため、説明板などを設置する。

【運営・体制の整備】

- 庁内における情報交換や支援を受ける体制を構築する。
- 本計画の進捗状況等を点検する体制を構築する。
- 地域住民や市民、ボランティア等との連携体制を構築する。

(2) 中期的計画（令和9年4月1日～令和14年3月31日）

【保存・管理】

午王山遺跡保存活用計画(案)

- 除草や清掃作業など日常的な史跡の管理を行う。
- 史跡の本質的な価値を保護するため、土地所有者や関係者の同意を得た上で、史跡の追加指定や公有地化を推進する。
- これまでの調査成果や出土遺物を適切に整理保管する。
- 北側斜面の土砂災害特別警戒区域への対策に担当部局と連携してあたる。
- 南側斜面の盛土等について検討する。

【活用】

- 生涯学習や学校教育の場として活用する。
- 周辺の文化財等と連携した活用・情報発信を行う。

【整備】

- 基本設計・実施設計等を策定し、第1期整備の着手を行う。
- 史跡公園として部分的に供用する。
- ガイダンス施設を設置し、これを核として展示や講座などの様々な事業を行う。

【運営・体制の整備】

- 庁内における情報交換や支援を受ける体制を構築する。
- 本計画の進捗状況等を点検する体制を構築する。
- 地域住民や市民、ボランティア等との連携体制を構築する。

(3) 長期的計画（令和14年4月1日～令和19年3月31日）

【保存・管理】

- 引き続き史跡地内の日常的な管理を行う
- 史跡の保護を完全なものにするため、史跡の追加指定と公有地化を推進する。

【活用】

- 史跡公園やガイダンス施設での積極的な活用を行う。
- 生涯学習や学校教育の場として活用する。
- 周辺の自治体や史跡と連携しながら、地域の歴史や弥生文化の情報発信を行う。

【整備】

- 公有地化事業の進捗をみながら第2期整備事業以降を計画し、史跡公園として段階的に供用をめざす。

【運営・体制の整備】

午王山遺跡保存活用計画(案)

- 庁内における情報交換や支援を受ける体制を維持する。
- 本計画の進捗状況等を点検する体制を維持する。
- 地域住民や市民、ボランティア等との連携体制を維持・強化する。

第2節 実施計画の総括表

第1節で示した短期・中期・長期計画の総括表を以下のとおり示す（表13）。

表13 実施計画の総括表

	短期	中期	長期
保存・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・北側斜面の安全・保存対策 ・南側斜面の盛土等の検討 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な維持管理 ・追加指定及び公有地化 ・出土遺物の保存・管理 ・調査研究 		
活用	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会の開催 ・出土遺物の企画展示 ・出前講座の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺文化財と連携した活用・情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡公園やガイダンス施設の活用
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育・生涯学習の場での活用 ・周知、情報発信 		
整備	<ul style="list-style-type: none"> ・案内板や標識等の整備 ・史跡整備に向けて必要な発掘調査 ・古環境の調査 ・史跡整備基本計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備基本設計・実施設計等を策定 ・第1期整備の着手 ・ガイダンス施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期整備 ・第2期整備の検討
運営・体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内における体制の構築 ・本計画の点検体制の構築 ・地域住民、ボランティア等との連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内における体制の維持 ・本計画の点検体制の維持 ・地域住民、ボランティア等との連携体制の維持・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内における体制の維持 ・本計画の点検体制の維持 ・地域住民、ボランティア等との連携体制の維持・強化

※総括表に示した計画は、今後の状況の変化によって見直し・変更される場合がある。

第3節 計画の更新・見直し

本計画は令和4年度から令和18年度（令和4年4月1日から令和19年3月31日）までを計画期間とする。この計画期間が終了した場合は、その時点の状況を踏まえ計画を更新するものとする。

午王山遺跡保存活用計画(案)

なお、本計画は長期間に及ぶものであるため、追加指定や公有地化の状況及び社会情勢等による様々な変化が予想される。その場合は、必要に応じて適宜計画を見直すものとする。

第11章 経過観察

第1節 方向性

史跡午王山遺跡の保存と活用については、長期的かつ永続的に行わなければならない。しかし、日常的な維持管理や史跡の活用・整備を行う過程において様々な問題が生じたり、様々な要因によって史跡を取り巻く環境が大きく変化する可能性もある。そのため、事業の内容や進捗を適宜確認した上で、社会の変化や住民ニーズを把握し、事業計画の達成状況等を評価・点検し、見直しや改善等を図ることを目的とした経過観察が必要である。

こうした経過観察の結果は、PDCAサイクルの考え方を踏まえ、保存・活用の円滑な実施や整備基本計画策定の基礎的資料、保存活用計画の更新・見直しの判断材料として活用するものとする。

第2節 進捗管理の方法

(1) 計画・実行・評価・改善

①計画 (Plan)

- ・本計画に基づく事業の計画

②実行 (Do)

- ・本計画に基づく事業の実施

③評価 (Check)

- ・本計画の考え方や本質的価値が調査研究の進展や社会状況に適合しているかどうか検証する。
- ・保存・活用・整備・運営体制について、進捗状況、実績の点検、課題の抽出などを行うためのチェックシートを作成し、点検作業を行う。

④改善 (Action)

- ・点検・検証の結果を保存活用事業に反映し、計画の更新・見直しを行う。

(2) 点検項目

進捗管理の具体的な方法として、点検の項目及びその内容の例を以下に示す。

表 14 点検項目例

分類	点検項目	点検内容
保存	○史跡の維持管理	史跡内は第6章の地区区分と取扱方針に沿って適切に維持管理されているか
	○追加指定と公有化	史跡の追加指定、公有地化は適切に推進されているか
	○遺構・遺物の保存・管理	遺構・遺物は適切に保護されているか
	○調査・研究の継続	午王山遺跡に関する調査・研究が継続して行われているか

午王山遺跡保存活用計画(案)

活用	○生涯学習の場での活用	生涯学習の場として活用されているか (講座やフィールドワークの開催など)
	○学校教育の場との連携	学校教育の場で活用しやすくする仕組みは適切か (活用しやすくするための工夫など)
	○遺物の活用	展示するなど、遺物は活用できているか
	○情報発信	情報発信は適切に行われているか
	○周辺文化財と連携した活用	周辺文化財と連携した活用はできているか
整備	○整備基本計画等の策定	整備基本計画等は策定されているか
	○整備の方法	整備は史跡の保護を前提として行われているか
	○自然環境・景観への配慮	整備は自然環境や景観に配慮して行われているか
	○ガイダンス施設の設置	ガイダンス施設は設置されているか
	○段階的な整備	整備は住民生活に配慮して段階的に行われているか
	○短期的な整備	AR や VR など IT を導入して短期的な整備を行っているか
	○案内看板等の整備	案内看板等は適切に整備されているか
	○見学環境の整備	見学環境は整備されているか
運営・体制の整備	○保存・活用に関する管理体制	保存・活用の体制は適切か
	○国・県・市関連部局の連携	国・県・市関連部局と連携が図られているか
	○様々な機関等との連携	学校や研究機関、研究者や周辺自治体など、様々な機関と連携が図られているか
	○市民との連携・協働	市民の理解と協力を得て、午王山遺跡を支えていける体制ができているか